



平成28年度下川町予算説明書

知ってなっとく ことしの仕事



下川町イメージキャラクター 「しもりん」

ごあいさつ



町民の皆様には、日頃から町政全般にわたりご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

平成28年度予算は、昨年5月に町長に就任した私にとって初めての本格予算の編成となり、一般会計予算総額56億6,300万円で、昨年度より19.2%、9億1,300万円増、病院事業を含む全7会計を合わせると、78億7,407万円で、昨年度より11.3%、7億9,821万円増となりました。

これまでの行政運営の継続性を保ちつつ、農林業の振興、中小企業対策、保健・福祉サービスの向上、教育環境の充実、環境未来都市の具現化などに取り組むための予算編成を行ったところでございます。

また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付けられた先駆的な取組の円滑な実施を支援するための地方創生加速化交付金8,000万円の採択を3月18日に受けましたことから、産業の活性化や雇用の維持・創出、交流人口の拡大などに向けた取り組みを平成28年度へ予算を繰り越して実施いたします。

今年度の「知ってなっとくことしの仕事」につきましては、「地方創生加速化事業」をはじめ、継続要望が多かった住宅改修や解体などの快適住まいづくり促進事業や民間賃貸住宅建設に対する支援制度の新設、中小企業の支援制度、拡充子育て支援、公園や町道の整備など、皆様に身近な事業を中心にご紹介しております。

地域の課題を解決し、町民の皆様が幸せを実感できる「日本一幸せなまち・しもかわ」を創るために努力して参りますので、町政へのより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成28年4月

下川町長 谷 一 之

目 次

平成28年度町政執行方針	1
平成28年度教育行政執行方針	7
平成28年度各種会計予算（対前年度比較）	10
平成28年度一般会計予算の概要	11
特集1 下川町まち・ひと・しごと創生総合戦略 『地方創生加速化事業』を実施します	13
特集2 「人が輝く森林未来都市しもかわ」 の具現化に向けて～森林総合産業特区の挑戦～	15
特集3 住宅不足を解消するため民間による 『賃貸住宅』の建設を促進します	17
特集4 『中小企業振興基本条例』の一部改正 支援内容を拡充します	18
特集5 『快適住まいづくり促進条例』の一部改正 引き続き住環境の整備を支援します	19
特集6 『豊かに元気に育つ』ように 子育て支援の充実を図ります	21
I 健やかにいきいきと暮らせるまちづくり 健康づくり・医療 高齢者支援	23
II 個性・可能性・魅力を伸ばす人づくり 学校教育	27
III 安全に安心して快適に暮らせる生活環境づくり 土地利用・市街地 景観・公園 道路・橋梁 下水道 防犯・消費生活	29
IV 地域資源を活用した産業づくり 農業 林業・林産業 観光創造	34
まちの貯金と借金	39
下川町機構及び職員配置等一覧	41
地域担当職員配置名簿	45



平成28年度 町政執行方針

下川町長 谷 一 之

平成28年第1回下川町議会定例会の開会にあたり、町政に関する所信と重点施策について申し上げます。

国全体が人口減少を迎える中、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、各自治体において「地方創生」の取り組みが進められております。

本町におきましても、「持続可能な地域社会を創造」するため、課題解決の絶好の機会と捉え、積極的に施策を推進して参ります。今、下川町は、これまでの「循環型森林経営」を核とした先駆的な取り組みにより「環境未来都市」「バイオマス産業都市」に選定されるなど、高い評価を受けております。

このような状況の中、私の公約でもお示しましたが、第1として、既存産業と新たな起業に対するの支援を行い「潤いと活力のあるまち」を創ること、第2として、子どもからお年寄りまで、安全安心で、生きがいを持てる「幸せ日本一のまち」を創ること、第3として、人材育成や人材誘致に積極的に取り組み、「住民が主役で、活躍のできるまち」を創ること、この3点を重点に取り組みを進めて参る所存であります。

具体的には、5つの社会循環である「経済の循環」「資源の循環」「暮らしの循環」「情報の循環」「人材の循環」を活性化し、地域課題を解決するため、施策・事業を積極的に展開して参ります。

また、町民主権のまちづくりを進めるため、積極的な情報提供、情報共有に努めて参りますので、議会並びに町民の皆様におかれましては、「ふるさと下川町」の発展のために、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

平成28年度は、私の初めての予算編成であり、行政の継続性に配慮しつつ、地域課題の解決と地域活性化を図るため、積極的な事業展開に留意し、予算編成を行ったところであります。

平成28年度の予算規模は、一般会計で61億3,300万円、対前年度比29.1%増、下水道事業特別会計で1億7,620万円、対前年度比21.4%減、簡易水道事業特別会計で1億2,576万円、対前年度比41.9%増、介護保険特別会計で7億2,251万円、対前年度比6.0%減、国民健康保険事業特別会計で5億7,765万円、対前年度比4.2%減、後期高齢者医療特別会計で5,893万円、対前年度比4.2%減、病院事業会計で5億5,002万円、対前年度比5.2%減、7会計総額では83億4,407万円、対前年度比17.9%増となりました。

地方行財政を取り巻く情勢が厳しさを増す中、より計画的な予算執行を進めるため、第5期下川町総合計画を基本に施策・事業を進めることとしており、総合計画に定める6つの基本目標に沿って、施策の柱ごとにその概要を申し上げます。

1

健やかにいきいきと暮らせるまちづくり

第1点目の施策の基本目標「健やかにいきいきと暮らせるまちづくり」であります。

全ての町民が親しみ、住み慣れた地域で安心して生きがいを感じながら暮らせるまちづくりを目指し、地域保健福祉の推進などの福祉施策の充実を図るため、次の5項目を重点に推進して参ります。

第1は、地域保健福祉の推進であります。

安全かつ安心して快適に暮らせるまちづくりは、地域全体で支え合う福祉・医療・保健の連携が重要であります。そのためには、地域組織や各種団体の役割が大変重要であり、お互いに地域全体を見守ることができるよう連携して参ります。

また、共生型住まいの場「ぬく森」の運営とともに、在宅における介護予防効果を高めていくため、介護予防事業を推進して参ります。

さらに、福祉・医療サービスの人材の確保を図り、育成する支援制度を構築して参ります。

第2は、健康づくり・医療対策であります。

住み慣れた地域で自分らしく健康に暮らせることは、町民すべての願いであります。

町民の健康意識を高め、心疾患や糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化を予防し、生涯にわたって健康増進に取り組めるよう健康相談、健康教育、各種健

診及びがん検診の受診勧奨と望ましい生活習慣を確立するための支援や環境づくりを進めて参ります。

また、健診並びに精密検査の未受診者には受診勧奨を行い、疾病の早期発見・早期治療につなげて参ります。

予防接種については、被接種者が有効性を理解したうえで効果的に接種ができるよう医療機関等と連携して体制づくりを進めて参ります。

国民健康保険事業につきましては、医療費の適正化に努めるため、国保特定健診の受診率向上や保健事業を強化し、医療給付と保険税負担のバランスを保ち、健全な運営に努めて参ります。

次に、医療対策であります。

昨年4月から片野院長が着任され、内科医2名体制で診療しておりますが、平成27年8月以降、外科の医師が不在となり、町民の皆さんにご不便をおかけしております。

幸い、新年度から戸田先生が着任されることとなり、従前と同じ体制で診療を進めていくことが出来るようになりました。

町立下川病院は、町内唯一の医療機関として、年々その果たす役割は増大しておりますが、さらなる診療体制や医療器機の充実を図り、患者サービスの向上に努め、信頼される病院づくりに取り組んで参ります。

また、各種予防接種や在宅医療等については、保健福祉課との連携を図り、専門的な治療については、地域センター病院であります名寄市立総合病院との間で医療連携を推進しながら、町立下川病院としての責務と役割を果たし、満足していただける医療を提供して参ります。

第3は、高齢者支援の充実であります。

高齢者が安心して住みなれた地域で、生きがいを持って生活することができるよう介護予防の効果が期待できる高齢者の集いの場の充実に努めて参ります。

また、消費者被害の防止、成年後見制度などの推進並びに人感

センサーと地域の関係者による「見守り」や「安心支え合いネットワーク」の充実に努めて参ります。

介護保険では、第6期介護保険事業計画に基づき、円滑な介護給付及び予防給付に努めて参ります。

地域支援事業では、ケアマネジメントにより総合的にサービスを提供する介護予防・日常生活支援総合事業の実施や作業療法士の配置、在宅医療と介護の連携強化により、安心して在宅生活を送れるよう施策を推進して参ります。

また、高齢者がボランティア活動を通じて地域貢献や社会活動に参加することで、より健康で生きがいのある暮らしを送ることを目的に、介護予防ボランティア事業を推進して参ります。

高齢者福祉施設等の運営につきましては、地域における介護サービス及び地域福祉向上のため介護職員等の人材を確保し、サービスの充実に努めて参ります。

後期高齢者医療制度は、運営主体であります北海道後期高齢者医療広域連合との連携を図りながら、進めて参ります。

第4は、子育て支援の充実であります。

次代を担う子ども一人ひとりの子育てを地域全体で支援していくため、妊娠・出産・乳幼児期を通して一貫した母子保健事業を推進して参ります。

子ども・子育て支援新制度のもと、「下川町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、安心して妊娠・出産・子育てができる環境を確保するとともに、乳幼児を持つ保護者の負担軽減等のため、子育て支援センターを活用した親子がふれ合う交流の場の確保など、子育ての様々なニーズに対応できるよう子育て支援の充実に努めて参ります。

また、子育てに係る経済的負担軽減を図るため、木質バイオマス削減効果活用基金を活用した各種子育て支援事業を継続して参ります。

第5は、障がい者支援の充実であります。

障がい者及び障がい児が、障がいの有無にかかわらず、日常生活や社会生活を営むことができるよう障害者総合支援法に基づく各種事業を推進し、障がい者が安心して生活できる環境を目指し、適正なサービスを総合的に実施して参ります。

また、各地域の各関係事業所と連携を図るとともに、指定特定相談事業所により、障がい者等が必要とされるサービス支援を計画的に推進して参ります。

障害者支援施設の運営につきましては、利用者の重度化・高齢化等への対応に努め、支援員の人材確保によりサービスの向上を図るとともに、老朽化した施設設備等の計画的な改修を進めて参ります。

また、グループホーム入居者がより安全で安心に過ごせるよう生活環境及び生活基盤の提供を図って参ります。



2 個性・可能性・魅力を伸ばす人づくり

次に、第2点目の基本目標「個性・可能性・魅力を伸ばす人づくり」であります。

教育行政につきましては、教育委員会から申し述べますので、私からは、方針の一端を申し上げたいと存じます。

平成27年度に総合教育会議において、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な教育施策の目標や根本となる方針を定めた下川町総合教育大綱を策定しました。

この大綱に基づき、取り組みを進めて参る所存であります。本町の将来を担う人材を育てることが重要であることから、次代を担う子どもたちが、夢と希望にあふれ、心豊かにたくましく生きる力を育むために、次の3項目を重点に推進して参ります。

第1は、学校教育の充実であります。

義務教育におきましては、変化の激しい時代を生き抜くため、確かな学力、豊かな人間性や創造性及びたくましく生きるための健康な体をバランス良く兼ね備えた児童生徒を育てることが求められていることから、基礎的な知識・技能・体力を確実に身につけ、新たな課題を自らが解決するための資質や能力を育むため、ICT教育の充実、地域の特色を活かした森林環境教育及び農産物の地産地消を学ぶ食育教育を行って参ります。

また、発達障がいの児童生徒に対しては、障がいの程度にあった教育の充実を図ります。

次に、下川商業高等学校の存続対策につきましては、生徒確保が非常に厳しい状況の中、地域に開かれた魅力ある学校づくりを支援するとともに、生徒に対する各種支援を拡大し、存続維持・発展に努めて参ります。

第2は、生涯学習・スポーツの推進であります。

ライフスタイルの変化や価値観の多様化など急速に変化する社会情勢の中、町民一人ひとりが、生涯にわたって学習することができる環境づくりを進めるため、生涯各期における学習機会の提供の充実と町民個々の年齢や体力に合わせ気軽に楽しむことができる健康づくり教室等の生涯スポーツの充実を努めて参ります。

また、各種競技大会開催やスポーツ少年団活動の支援により、健全な心と体力及び技術の向上を図って参ります。

特に、ノルディックスキー競技におきましては、本町出身選手が国際舞台で活躍し、町民に夢と感動と勇気をもたらす、活力ある社会の形成と地域の連帯感に寄与しております。

今後におきましても、世界を目指す選手の輩出に向け、引き続き小・中・高一貫指導による選手の育成強化を推進して参ります。

第3は、芸術文化の振興であります。

芸術文化は、創造性を育み、表現力を高め、心豊かな地域づくりに資するものであり、質の高い芸術文化に触れる機会の充実により、地域に根ざした個性あふれる文化活動を推進して参ります。

また、町民の郷土に対する理解や愛着を深めるため、郷土芸能活動の充実と普及に努めるとともに、文化財の保護及び活用に努めて参ります。



3

安全に安心して快適に暮らせる生活環境づくり

次に、第3点目の基本目標「安全に安心して快適に暮らせる生活環境づくり」であります。次の13項目を重点に推進して参ります。

第1は、土地利用・市街地の整備であります。

「元気な地場産業に下支えされたにぎわいと活力のある中心市街地の形成」に向けて、産業・情報・交流の拠点である「まちおこしセンター」を整備して参ります。

第2は、景観・公園の整備であります。

安全で安心して快適に利用できるよう公園の適切な維持管理に努めるとともに、多世代の方々により利活用される公園とするため利用者の視点に立った万里長城周辺整備、安原公園園路整備、末広ファミリーパークの遊具看板等の整備を進めて参ります。

第3は、住宅対策であります。

少子高齢社会や移住・定住対策など多様化する住宅需要に対応するため、「住生活基本計画」及び「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、公共賃貸住宅の補修や個別改善事業により、快適な住環境の整備を推進して参ります。

また、平成27年度で時限を迎える「快適住まいづくり促進条例」を見直し、住宅の建築や改修等を促進するとともに、民間賃貸住宅の建築に係る支援制度を創設し、定住の促進と地域の活性化を図って参ります。

第4は、道路・橋梁の整備であります。

安全で快適な道路交通を確保するため、路面状況等の点検、計画的な道路・橋梁の改修及び維持補修を進めるとともに、路肩草刈りなど交通環境の整備に努めて参ります。

第5は、積雪・寒冷対策であります。

冬期間における安全で快適な道路交通を確保するため、町道除排雪を全面委託し、効率的な除排雪体制を構築するとともに、「自主排雪支援事業」による宅地の排雪支援を行い、冬期間の快適な住環境の確保に努めて参ります。

第6は、上水道事業であります。

安全で安定した水道水を供給するため、「下川浄水場建設基本計画」を策定し、将来を見据えた効果的・効率的な水道施設整備を計画的に進めるとともに、適切な維持管理に努めて参ります。

第7は、下水道事業であります。

快適で衛生的な生活環境づくりのため、「下川浄化センター長寿命化計画」に基づき、機械・設備の計画的な改修を進めるとともに、適切な維持管理に努めて参ります。

第8は、公共交通対策であります。

地域住民の生活を支える足である地域公共交通として再編された「良いともタクシー」と「コミュニティバス」の運行に関しまして、今後とも利便性の向上に努めて参ります。

また、代替バス等についても、生活路線バスとして地域住民の移動手段の確保に努めて参ります。

第9は、環境保全対策であります。

廃棄物処理につきましては、ごみの分別の徹底による減量化と再資源化の促進に努めます。

また、広域による最終処分場の建設に向けて関係市町村と連携して進めるとともに、埋立ごみの運搬方法等についての検討を進めて参ります。

第10は、交通安全・防犯・消費生活対策であります。

交通安全及び防犯対策では、関係機関・団体との連携により、町民一人ひとりの防犯意識の高揚を図り、安全で安心な地域づくりを進めて参ります。

また、年々複雑巧妙化する悪質商法の防止対策として、名寄警察署及び名寄地区広域消費生活センターとの連携により、啓発活動及び相談支援体制の強化に努めて参ります。

さらに、景観及び防犯対策の推進を目的として、公区防犯灯の計画的なLED化を進めて参ります。

第11は、消防・救急救助対策であります。

消防行政は、上川北部消防事務組合により執行されておりますが、町民の安全で安心な生活を確保するため、消防と関係機関が一体となり、地域の実情や社会情勢に即応した消防行政に努めて参ります。

今年度におきましては、消防指令車の更新及び町内消火栓の移設・更新工事などの消防施設整備を進め、消防力の充実強化を図って参ります。

また、複雑多様化する火災や各種災害に迅速かつ的確な対応を図るとともに、増加する救急需要に対応するため、救急高度化の推進と医療機関との連携強化を図り、消防・救急体制の充実に努めて参ります。

第12は、防災対策であります。

防災対策につきましては、国及び関係機関と連携し、町民に対する情報提供を迅速に行なって参ります。

近年、多発する局地的な災害対策として、災害対策用備蓄品等を計画的に整備するとともに、町民の防災意識の向上と防災体制の充実を図って参ります。

第13は、情報化の推進であります。

地域情報通信基盤整備推進事業により整備した行政情報告知端末や光回線の利活用を進めて参ります。



4 地域資源を活用した産業づくり

次に、第4点目の基本目標「地域資源を活用した産業づくり」であります。次の7項目を重点に推進して参ります。

第1は、農業振興対策であります。

近年、異常気象や農業資材等の高騰による経営の圧迫、農業経営者の高齢化や担い手不足など地域が抱える課題に加え、TPP交渉の基本的合意がなされるなど、一連の農業政策の転換や農業を取り巻く情勢は大変厳しく、生産現場に大きな影響が及ぶのではないかと不安が増大しております。

このような情勢の中、足腰の強い農業を構築するため、次の6点を重点に農業振興対策を推進して参ります。

1点目は、総合的な農業施策の推進であります。

地域の活力を維持するためには、本町農業の振興は極めて重要であることから、関係機関と連携しながら、農業施策を推進し、農業者を支援するとともに、更なる農業振興を図るため、下川町農業振興基本条例の見直しを進めて参ります。

2点目は、環境に配慮した農業施策の推進であります。

農村が持つ多面的機能を発揮させるため、日本型直接支払制度を活用し、集落活動等を支援して参ります。

また、土壤改良施設については指定管理者により効果的な運営に努めるとともに、土壤改良材活用による環境に配慮した農業を推進して参ります。

3点目は、生産基盤の整備であります。

農業委員会と連携を図り、生産規模拡大を図る農業者への農地利用集積を推進するとともに、道営草地整備事業による安定的な自給飼料の確保と畜産クラスター計画に基づき、施設整備等に支援して参ります。

また、農村地域の生活基盤である飲雑用水施設の計画的な改修を実施して参ります。

4点目は、生産・流通体制の整備であります。

安全で安心な農畜産物の生産を推進するためには乳質改善や個体識別管理、飼養衛生管理の徹底等が重要であり、家畜飼養環境の改善が図られるよう支援して参ります。

また、施設園芸作物の生産向上を図るため、ハウス増設やホワイトアスパラ生産及び半養液栽培資材の導入に対し支援するとともに、新しい栽培技術の導入に対して支援して参ります。

5点目は、農業経営の安定化であります。

農業経営資金の確保と利子補給により負担を軽減するとともに、酪農従事者の労働時間軽減を図るため、酪農ヘルパーの運営支援を図るとともに、乳肉複合経営を推進するため、優良和牛の導入を支援して参ります。

また、農業経営を支援する施設運営につきましては、町営サンル牧場は、飼養コストや労働時間の軽減を図り、経営安定化に資する施設として指定管理者制度により運営し、育苗施設では、フルーツマトの生産拡大と経費軽減のため、生産者が中心となった利活用を進めて参ります。

農産物加工研究所につきましては、更なる販路拡大に努めるとともに、安定的な生産体制構築のため原料確保や新商品開発を進めて参ります。

さらに、農業経営環境が厳しさを増す中、多様な経営形態による経営改善を促進するため、農業経営の法人化に向け支援して参ります。

6点目は、担い手の確保・育成であります。

担い手農業者の活動促進や育成を図るため、下川町農業振興基本条例による支援を行うとともに、配偶者対策を進めて参ります。また、新たな担い手を確保するため、新規就農予定者の積極的な募集と農業後継者育成の支援を行うとともに、上名寄集住化住宅や研修施設の整備について取り組みを進めて参ります。



第2は、林業・林産業施策であります。

豊かな森林資源を基盤として、森林総合産業の振興を図るため、林業・林産業システムの革新を強力に推進し、計画的な森林・路網の整備や木材の安定供給、雇用の確保・創出や木材産業の経営安定化などを通じ地域の活性化に資するとともに、エネルギー自給を目指す森林バイオマス地域熱電併給システムを構築するため、次の6点を重点に林業・林産業施策を推進して参ります。

1点目は、循環型森林経営の推進であります。

町有林につきましては、循環型森林経営を着実に推進するため、森林認証に基づいた計画的な森林整備の実施や、木材の安定供給と雇用の確保・創出による地域の活性化を進めるとともに、

将来の優良な造林苗木を確保するため、新たに特定母樹園を整備して参ります。

また、私有林振興策につきましては、下川町林業振興基本条例に基づき支援を継続するとともに引き続き、FSC森林認証林に対しての支援を行って参ります。

さらに、国有林との下川町森林整備推進協定団地内での計画的な森林整備と効果的な路網整備について、上川北部森林管理署の協力のもと事業を展開して参ります。

2点目は、路網整備の推進であります。

森林管理、施業の効率化、生産コスト低減のため、引き続き計画的な林道の開設・改良を行うことで、雇用の継続と地域の活性化を図って参ります。

3点目は、人材確保と育成の強化であります。

林業・林産業の人材確保に繋げる取組みとして、町内の林業事業体に、道内高校で森林・林業を学ぶ学生のインターンシップ等を受け入れ、林業体験の提供と下川町への就労意欲や将来的な人材確保に繋げて参ります。

また、人材育成の取組みとして、町内高校生向けの森林環境教育に対しても地元NPO法人等と連携し職業教育を進め、林業・林産業への理解と地元就労の動機付けに努めて参ります。

4点目は、林業・林産業の振興であります。

森林の総合産業化を強力に進めるためには、森林整備と併せて林産業の振興、いわゆる川下対策はきわめて重要であります。

このことから、本年3月末を持って、林業・林産業事業者が実施する設備投資への支援が時限を迎える「下川町林業振興基本条例」の一部を改正し、引き続き支援を継続するとともに、人材育成、商品開発と販路拡大などへの支援や利子補給により、林業・林産業の経営基盤の強化や安定化に取り組んで参ります。

また、林業・林産業における地域課題の共有と解決に向けた調査・研究及び誘致企業と連携した

新たな木材活用の可能性調査を継続して推進して参ります。

5点目は、森林バイオマスエネルギーの推進であります。

環境未来都市構想・バイオマス産業都市構想の具現化に向け、エネルギー自給による地域づくりと低炭素社会の構築を目指し、森林バイオマス地域熱電併給の事業化に向け、事業参画意向企業等との協議等を推進して参ります。

6点目は、森林の利活用であります。

豊かな森林資源を利活用し、自然とのふれあいや体験、学習を通じて、森林・林業への理解を深めるため、上川北部森林管理署と連携しながら、下川町植樹祭や林業体験バスツアーなどを開催して参ります。

また、森林文化の創造として、引き続きチェンソーアート大会への支援を行って参ります。

第3は、野生鳥獣被害の防止であります。

ヒグマやエゾシカなどによる生活環境被害の防止と農林業被害の軽減のため、下川町有害鳥獣被害対策協議会と連携して捕獲業務を進めるとともに、有害鳥獣捕獲従事者の新たな担い手確保の支援について引き続き実施して参ります。



第4は、商工業の振興対策であります。

人口減少により、地域経済規模の縮小、事業の後継者及び労働力不足が懸念される中、積極的な対策が必要であると考えており、次の2点を重点的に推進して参ります。

1点目は、中小企業の振興であります。

人材の育成、労働環境の改善などに関する支援を講じるため、中小企業振興基本条例を見直すとともに、産業活性化支援機構に町全体をプロモーションする機能を拡充させ、情報発信の一元化、移住・定住の促進、雇用の創出を図って参ります。

2点目は、経済交流の拡大であります。

誘致企業であるスズキ株式会社、王子ホールディングス株式会社等の円滑な事業推進に向け、連携を強化するとともに、森林づくりパートナー基本協定を締結している企業等との交流拡大を進めて参ります。

また、職員の人事交流や子供交流を進めている京都府京丹波町をはじめ、課題を共有する自治体間の連携を強化し、地域課題の解決に向けた取り組みを進進して参ります。

第5は、観光の創造であります。

アイスキャンドルミュージアムなどの各種イベントを核とし交流人口の増加を図るとともに、近隣市町村、関係機関・団体との連携強化により、地域文化交流の促進と滞在型交流人口の増加を図るため、宿泊研修交流施設を整備して参ります。



第6は、地域資源の活用・新産業の創造につきましては、次の3点を重点に推進して参ります。

1点目は、森林バイオマスを中心とする再生可能エネルギーを最大限活用し、「環境モデル都市」「環境未来都市」として、具現化事業を推進して参ります。

2点目は、産業間の連携であります。

産業連携会議の開催や産業クラスター構想の推進により、新産業の創造を図るなど産業振興と地域活性化を図って参ります。

3点目は、新たな社会システムの創造であります。

集落対策のモデルである「一の橋バイオビレッジ構想」の推進と一の橋地域の核となる産業として特用林産物の栽培研究事業を推進して参ります。

また、地域課題を解決するための「担い手」として期待される「社会的企業」の創造に向け、「研究会」を立ち上げ、持続可能な地域づくりを推進して参ります。

第7は、雇用・労働対策であります。

雇用の確保、雇用機会の創出、雇用の通年化を目指し、関係機関・団体等との連携を強化するとともに労働環境向上に向けた取り組みを支援して参ります。

5 町民が主役のまちづくり

次に、第5点目の基本目標「町民が主役のまちづくり」であります。

町民主権の町政運営を進めるため、「自治基本条例」に基づき、町民の皆様により分かりやすい情報の提供と共有を進めるとともに、町民の行政への参加を推進して参ります。

また、「町民主権のまちづくり」をより一層推進するため、自治基本条例の検証・見直しを進めて参ります。

6 効率的で効果的な行財政運営

次に、第6点目の基本目標「効率的で効果的な行財政運営」であります。

限られた財源の中で、最大限の効果を発揮するために、事務事業の重点的かつ効率的、効果的な行財政運営を目指すとともに、国、道などの補助金・交付金の効果的な活用を進めて参ります。

また、町税等につきましては、適正な賦課業務と効率的な徴収業務に努めて参ります。

職員の人材育成事業として、友好交流町である京都府京丹波町と引き続き人事交流を行うとともに、内閣府、北海道後期高齢者広域連合への職員派遣についても、引き続き実施して参ります。

以上、町政執行方針を申し上げましたが、冒頭申し上げましたように、できる限り行政の継続性を踏まえつつ、地域課題を解決し、町民の皆様が幸せを実感できる『日本一幸せなまち・しもかわ』を創るために、私は「信念と情熱」をもって町政を執行して参る決意でありますので、議員並びに町民の皆様により一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。町政執行方針とさせていただきます。



平成28年度 教育行政 執行方針

下川町教育委員会
教育長 松野尾 道 雄

平成28年第1回下川町議会定例会の開会にあたり、教育行政執行方針を申し上げ、議会並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

今日、人口減少、少子高齢化、グローバル化の進展及び情報通信技術の発達など社会が急激に変化する中で、本町が地方創生を実現していくためには、将来を担う人材の育成が不可欠であり、ふるさと下川に誇りを持ち、その未来を支えていける力を培うことができるように、学校、家庭及び地域が連携し教育力の向上を図り、個性や能力を伸ばす人づくりのための教育が重要であります。

全ての児童生徒が、未来を担い夢と希望を持ち、社会で自立していくための確かな学力、豊かな心、健やかな体の確保に向けて、好ましい生活習慣と体力の向上など、基礎的・基本的な知識・技能を身に付け、たくましく生き抜く児童生徒の生きる力の育成が必要であります。

このようなことから、自然環境や歴史及び伝統文化などの体験活動を通し理解を深めながら、知識や技能を確実に身に付ける学習を進めるとともに、発達段階に応じた教育の中で、基本的な生活習慣・読書活動・社会性の取得など、学校・家庭・地域が連携を図り、豊かな心と健やかな体の育成を始め、教育環境の充実、特色ある学校づくり及び家庭の教育力を高めることに努めるとともに、特に、過剰で不適切なデジタルメディアの接触について家庭・学校・地域が連携して指導を徹底して参ります。

このような事項を踏まえ、平成27年度に策定した下川町総合教育大綱の基本目標であります「個性・可能性・魅力を伸ばす人づくり」の実現に向け、教育行政を推進して参ります。

1

学校教育の充実

はじめに、学校教育の充実について申し上げます。

子どもたちの「生きる力」を育むため、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和のとれた教育の推進が重要であります。

このため、全国学力・学習状況調査の分析結果を踏まえ、創意ある教育課程の編成や、指導方法の工夫・改善などを進め、児童生徒の学ぶ意欲を高める教育活動を推進して参ります。

また、保護者には、「子どもを育て、包み、伸ばす親の総合力」所謂「親力」の発揮と、子どもに家庭学習や生活習慣を身につけることにご協力いただき、確かな学力の向上に努めて参ります。

児童生徒の発達段階に応じた発展的な学習環境につきましては、中学校において、ICT教育のための無線LAN環境を整備し、タブレット端末を利用した効果的な学習環境を整備するとともに、小中学校において語学指導助手による外国語活動学習や国際理解教育の充実を図り、ウィークエンドスクールを小学3、4年生に拡大し、小学3年生から中学生までを対象として、家庭学習の充実による学力向上に努めて参ります。

また、特別支援教育につきましては、相談員による学習や生活面に配慮が必要な児童生徒の実態把握と就学前からの教育相談及び就学後の一貫した教育支援を行うため、教育支援委員会の充実と小中学校に支援員を配置し、発達の遅れなどが見受けられる児童生徒の学校生活を支援して参ります。

開かれた学校づくりでは、教育方針や教育実践などを広く周知し、その理解が深まるよう学校評価の充実を図り、学校評議員、保護者等の意見が反映された学校づくりを推進して参ります。

次に、「豊かな心」「健やかな体」の育成につきましては、子どもたちが連帯と共生の豊かな心を持ち、活力あふれる人間に成長するため、森林とのふれあいや林業体験などを通して学習する森林環境教育や、望ましい食生活を図るため、食に関する正しい知識と地場産物に関する食育を通して健やかな心と体の育成に努めて参ります。

いじめ・不登校の根絶に向け、総合教育会議を活用するほか、「いじめ対策防止条例」の制定により関係機関が連携し、未然防止や早期解決を行って参りますとともに、学校現場では引き続き生徒指導、児童生徒・保護者へのアンケートや教育相談などを通して、支援・指導体制を強化して参ります。

児童生徒の安全・安心の確保につきましては、交通安全教育や防犯教育による児童生徒の意識啓発に努めるとともに、通学路の

安全点検を実施するなど、保護者や関係機関、団体との連携を図りながら、児童生徒の安全確保に万全を期して参ります。

教育環境の整備・充実につきましては、中学校テニスコートの改修による部活動の育成、各学校の玄関ドアホンの取付による安全で安心な学校づくり及び給食センターの施設・設備整備による安全で安心な給食の提供を図って参ります。

次に、下川商業高等学校は上川北学区内中学校卒業生の減少などにより、生徒確保が非常に厳しい状況になってきております。

引き続き、下川商業高等学校の「地域に開かれた魅力ある学校づくり」を進めるため、新商品開発や販売実習会などの実践的なキャリア教育、地域の特性を生かした森林環境教育など特色ある教育活動、入学促進のための支援及び部活動育成の支援ほか、本年度から上川北部の音威子府村、剣淵町、幌加内町と連携、共同し、札幌市での学校紹介などを展開し、存続維持・発展に向けた振興策を強化して参ります。



2 生涯学習の充実

次に、生涯学習の充実について申し上げます。

町民一人ひとりが「心の豊かさ」と「生きがい」を実感できる生活を送るためには、生涯にわたって積極的に学び、その成果を生かせる環境を創出することが必要です。

そのため、生涯各期における学習活動の機会を提供し、学びの環境整備に努めて参ります。

第1は、生涯学習の推進であります。

社会の変化により、生涯学習に対する町民のニーズが多様化しており、町民自らが自由に学習機会を選択できる生涯学習体制の充実を推進して参ります。

家庭教育につきましては、子どもの健やかな成長には、正しい生活習慣を身につけるとともに、家庭の教育力向上が不可欠であることから、子どもの発達段階に応じた各種セミナー、ブックスタート及び体験講座などの学習機会を提供し親子の絆を深める取り組みをして参ります。



児童室におきましては、親子が安全に安心してふれあえる場を提供するとともに、放課後児童に健全な遊びを指導するなど、その健全育成に努めて参ります。

青少年教育では、子どもたちの人格の基礎が作られる最も大事な時期であることから、学校・家庭・地域社会が連携を深め、学習の情報を提供するなど、良好な環境づくりを推進するとともに、各種研修会等の学習機会に関する情報を積極的に発信するとともに、リーダー養成に努めて参ります。

成人教育では、多様化する価値観の中で、趣味や生きがいも多彩になり、多くのサークルや団体が活動しています。

学びは個人の情操だけでなく、仲間づくり、地域づくりに必要であることから、学習ニーズに対応した各種公民館講座等の学習機会を提供するとともに、マイプランマイスタディ事業の拡充による自主学習と仲間づくりを推進して参ります。

図書室では、図書資料の充実を図るとともに、資料検索や貸出など利便性の向上及び図書機能の充実を図ることで、町民の読書

を通した主体的な学びや活動を支援し、町民に愛される図書室づくりを進めて参ります。

また、読み聞かせや読書イベントにより、子どもの読書活動を推進して、幼児が本に親しむきっかけを作り、子どもの表現力や創造力の醸成を図るとともに、親子のふれあいを推進して参ります。

高齢者教育では、健康で生きがいのある充実した生活を送るために、各種交流会及び高齢者学級などにより学習と交流の機会を提供するとともに、高齢者が持つ知識や技能・経験を活かし、生きがいのある生活が送られるよう努めて参ります。

第2は、生涯スポーツの振興であります。

生活習慣の変化などによる精神的なストレス及び体力や運動能力の低下などから、心身の健康や体力づくりに関する意識が高まっております。

スポーツは、爽快感・達成感という精神的な充足や喜びをもたらすほか、健康の保持増進や体力向上を図る大きな役割を果たすことから、町民が気軽にスポーツに取り組んでいただけるように、年齢や体力にあった健康づくりにつながるスポーツ教室の開催などを進めて参ります。

競技スポーツにおいては、体育協会加盟団体やスポーツ少年団に対し活動の支援を行うとともに、各種競技大会の開催など、競技力向上や仲間づくりの推進に努めて参ります。

また、各種少年団等が、全道・全国・世界大会に出場する選手を輩出していることは、子どもたちのみならず町民に感動と勇気と可能性をもたらしております。

本町のスポーツ文化であるスキージャンプにおいては、小中高一貫指導を継続して推進し、青少年の心と体を育む各種スポーツ少年団活動支援の充実に努めて参ります。

また、本年度は、総合グラウンドの利用が減少してきていることから、体育協会、スポーツ少年団及び学校のみならず、広く町民の意見を把握し、今後の体育施設の利活用等について検討して参ります。

第3は、芸術文化の振興であります。

町民の創造性や感性を育み、心豊かで活力ある社会を実現するためには、芸術文化に接する機会の充実や活動の活性化を推進することが必要であり、その良さを実感できる質の高い芸術文化を提供して参ります。

文化財保護活用では、地域の歴史や伝統文化を後世に伝えるために、文化財の保存や活用に取り組むとともに、無形文化財である「上名寄郷土芸能」につきましては、積極的な伝承活動が行われており、今後も郷土芸能を永く後世に伝えるため支援するとともに、多くの町民が触れる機会の充実を図って参ります。

以上、教育行政執行の概要を申し上げましたが、少子高齢化やグローバル化が進展する中、

次代を担う子どもたちが自立し、共に支え合いながら、たくましく生きる力を養っていくことは、大人に課せられた重要な役割の一つであります。

私たち大人が手本となって、人との関わりの中で生きていくための基本的なルールや価値を教えなければなりません。

子どもたちが自らの力で明るい未来を切り開いていくことができるよう学校・家庭・地域が共に支えあうとともに、関係機関、団体との連携を一層深め、本町の特性や地域の教育力を活かした学校教育、生涯学習の充実に努めて参ります。

今後とも、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。下川町教育行政執行方針とさせていただきます。

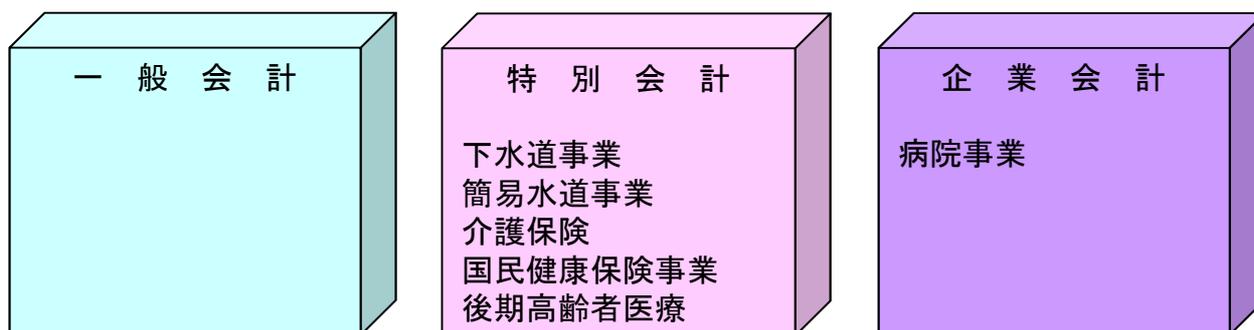


平成28年度各種会計予算 (対前年度比較)

(単位：万円)

会計	平成28年度	平成27年度	比較	伸び率
一般会計	566,300	475,000	91,300	19.2
下水道事業特別会計	17,620	22,408	△ 4,788	△ 21.4
簡易水道事業特別会計	12,576	8,864	3,712	41.9
介護保険特別会計	72,251	76,837	△ 4,586	△ 6.0
うち介護保険事業勘定	42,422	43,483	△ 1,061	△ 2.4
うち介護サービス事業勘定	29,829	33,354	△ 3,525	△ 10.6
国民健康保険事業特別会計	57,765	60,300	△ 2,535	△ 4.2
後期高齢者医療特別会計	5,893	6,153	△ 260	△ 4.2
病院事業会計	55,002	58,024	△ 3,022	△ 5.2
合計	787,407	707,586	79,821	11.3

■町の会計



●一般会計

福祉、道路の整備、教育など、基本的な事業に関する会計で、町の会計の中心をなすものです。特別会計と企業会計に属さない全ての歳入歳出が一般会計に計上されます。

●特別会計

特定の事業を行う場合に、特定の歳入を特定の歳出に充てるなど、一般の会計と区別する必要がある場合に設置する会計です。

●企業会計

企業的性格（独立採算性による経営など）を持った事業を運営する会計です。

平成28年度一般会計予算の概要

■歳入

(単位：万円)

款	平成28年度	平成27年度	比較	伸び率
町税	31,233	30,000	1,233	4.1
地方譲与税	8,295	8,990	△ 695	△ 7.7
利子割交付金	45	60	△ 15	△ 25.0
配当割交付金	82	30	52	173.3
株式等譲渡所得割交付金	10	10	0	0.0
地方消費税交付金	6,610	4,500	2,110	46.9
自動車取得税交付金	1,223	720	503	69.9
地方特例交付金	40	36	4	11.1
地方交付税	252,000	263,000	△ 11,000	△ 4.2
交通安全特別対策交付金	84	92	△ 8	△ 8.7
分担金及び負担金	14,401	5,017	9,384	187.0
使用料及び手数料	10,732	10,665	67	0.6
国庫支出金	29,599	15,994	13,605	85.1
道支出金	40,587	43,805	△ 3,220	△ 7.4
財産収入	35,580	23,785	11,795	49.6
寄附金	2,500	1,450	1,050	72.4
繰入金	30,951	8,467	22,484	265.5
繰越金	1,000	1,000	0	0.0
諸収入	12,758	12,657	101	0.8
町債	88,570	44,720	43,850	98.1
合計	566,300	475,000	91,300	19.2

■歳入・・・入ってくるお金（収入）

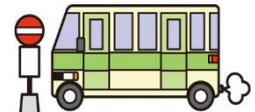
<p>町税</p>  <p>町民の皆さんからの税金</p>	<p>国・道支出金</p>  <p>国や道からの補助金など</p>	<p>地方交付税</p>  <p>町の財政状況に応じて国から交付されるお金</p>
<p>財産収入</p>  <p>トマトジュースの売払収入など</p>	<p>繰入金</p>  <p>基金（貯金）の取崩しなど</p>	<p>町債</p>  <p>国などから借り入れるお金（借金）</p>

■歳出

(単位：万円)

款	平成28年度	平成27年度	比較	伸び率
議会費	3,645	3,948	△ 303	△ 7.7
総務費	44,807	27,434	17,373	63.3
民生費	68,772	65,165	3,607	5.5
衛生費	46,471	37,370	9,101	24.4
農林業費	71,949	72,875	△ 926	△ 1.3
商工労働費	37,708	32,956	4,752	14.4
土木費	105,558	43,812	61,746	140.9
消防費	16,934	16,675	259	1.6
教育費	31,227	28,776	2,451	8.5
公債費	54,494	53,600	894	1.7
給与費	82,635	88,399	△ 5,764	△ 6.5
災害復旧費	1,800	3,690	△ 1,890	△ 51.2
予備費	300	300	0	0.0
合計	566,300	475,000	91,300	19.2

■歳出・・・出ていくお金（支出）

<p>議会費</p>  <p>議会運営に使うお金</p>	<p>総務費</p>  <p>行政運営、町営バス、公区運営支援などに使うお金</p>	<p>民生費</p>  <p>福祉、福祉施設の運営などに使うお金</p>
<p>衛生費</p>  <p>健康づくりやごみ処理などに使うお金</p>	<p>農林業費</p>  <p>農林業振興に使うお金</p>	<p>商工労働費</p>  <p>商工業振興、環境未来都市の推進などに使うお金</p>
<p>土木費</p>  <p>町道や公営住宅、公園管理などに使うお金</p>	<p>消防費</p>  <p>消防活動に使うお金</p>	<p>教育費</p>  <p>学校教育やスポーツ振興などに使うお金</p>
<p>公債費</p>  <p>借金の返済に使うお金</p>	<p>給与費</p>  <p>職員給料などに使うお金</p>	<p>災害復旧費</p>  <p>災害（大雨など）による被害を受けた道路や河川などの復旧に使うお金</p>

特集 1

下川町まち・ひと・しごと創生総合戦略 『地方創生加速化事業』を実施します。

下川町まち・ひと・しごと創生総合戦略

町では、国及び北海道の地方創生総合戦略を勘案した、下川町「人口ビジョン」および「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成27年10月30日に策定しました。

- ①地域資源を活用した持続可能な産業基盤（農業・林業）の構築
- ②地域資源を活用し、エネルギー自給産業などの富が地域内で循環し還元される新たな産業の創造
- ③子供からお年寄りまで安全安心に暮らせ、若者が希望通り結婚・出産・子育てができる社会経済環境の構築



人口規模が持続する地域を創る、住民の幸福度の高い地域を創る

産業の振興と雇用の創出

少子高齢社会に対応したまちづくり

森林共生低炭素社会の創造

安全に安心して快適に暮らせる生活環境づくり

持続可能な地域社会実現のための地域力向上

地方創生加速化事業

下川町タウンプロモーション推進事業

(6,690万円)

担当：環境未来都市推進課 電話4-2511（内線235）告知端末4-251102

■産業活性化支援機構推進事業

農・林・商工団体などと町で組織する産業活性化支援機構に総合窓口「下川タウンプロモーション推進部」を設置し、移住・定住の人材等の誘致、そして下川町の「強み」や「豊かさ」など町全体を売り込むことにより基幹産業の活性化を図ります。

(1) 総合移住促進機能

下川町へ移住定住を考えている人に対して積極的な情報を発信

(2) 起業塾

技術継承・人材育成

(3) 地域総合商社機能

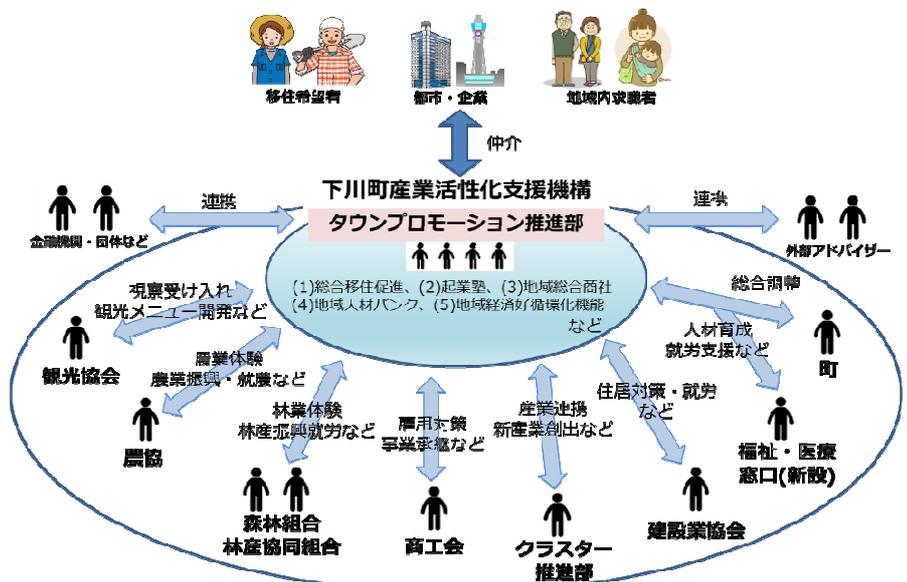
中小企業などの生産・販売拡大

(4) 地域人材バンク機能

地方版ハローワーク

(5) 地域経済好循環化機能

新事業の立ち上げ支援



担当：保健福祉課 電話 4-2511（内線122）告知端末 4-251104

■福祉・医療環境コーディネーター事業

福祉・医療人材の安定的確保に向けて窓口機能を構築し、積極的な人材募集活動や施設・サービスの情報発信等を実施します。

■高齢者向け快適居住空間創出見現化事業

町内の福祉医療施設・サービスの充実による高齢者世代にとっての快適な暮らし空間の創出に向けて、高齢者のニーズや費用対効果などの調査を実施します。

■福祉医療人材育成事業

介護等福祉に携わる人材の確保、定着の促進と資質の向上を図るため、福祉に携わる意欲のある方の資格取得等に係る費用の一部を負担します。

森林総合産業構築推進事業

(1,929万円)

担当：森林総合産業推進課 電話 4-2511（内線242）告知端末 4-251112

■人材確保育成強化事業

近隣高校森林科学科の学生による森林作業等インターシップや実習の実証を試行します。

■林業・林産業の振興事業

地域材の価値向上のためのブランディング調査、木材の新たな商品開発と森林資源、市場調査を実施します

■森林バイオマスエネルギー推進事業

既存施設である「一の橋バイオビレッジ」での地域熱供給システムの現状を把握し、効率的な改善計画を策定します。

北・北海道インバウンド促進事業

(300万円)

担当：環境未来都市推進課 電話 4-2511（内線235）告知端末 4-251102

■インバウンド（訪日観光）促進による地域活性化

インバウンドのパイロット事業として、台湾からの教育研修受入れなどの実施します。

■東アジアをターゲットとした高品質農林産物の海外展開

台湾におけるマーケティング、売り込む商品の整理、バイヤーとのマッチングなどを実施します。



課題解決型自治体アライアンス事業

(101万円)

担当：環境未来都市推進課 電話 4-2511（内線235）告知端末 4-251102

■地域経済好循環モデルの設計

「地域外に流出しているお金の内部循環化」をテーマに再エネ・省エネ建築・公共交通等の分野などにおける地域経済好循環モデルの設計を行い、官民協働・政策間連携による政策パッケージの形成を行います。

■地域経済好循環化を実行する人材の育成

地域経済好循環化のための知識・技術・ノウハウを身に付け、政策形成と実行ができる人材の育成を行います。



特集 2

『人が輝く森林未来都市しもかわ』 の具現化に向けて ～森林総合産業特区の挑戦～

担当：森林総合産業推進課 電話 4-2511（内線 244）告知端末 4-251112

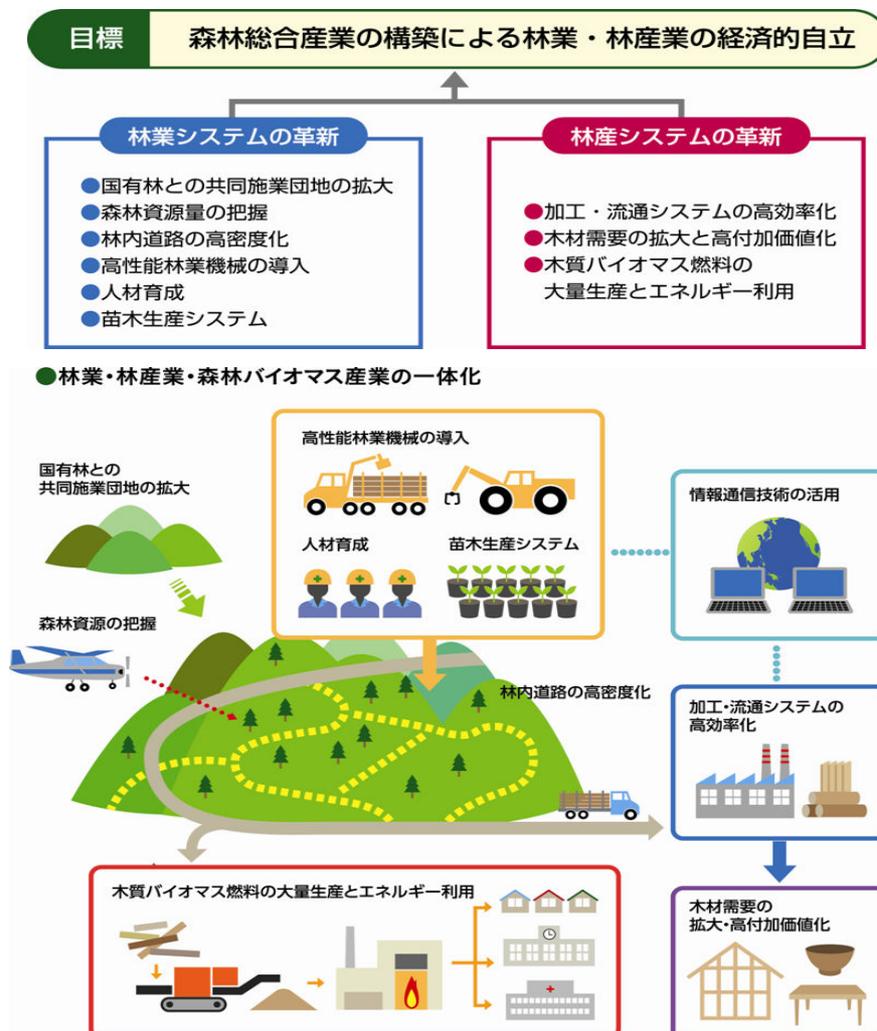
森林から最大限の恩恵を得るために

下川町は平成23年、国の「環境未来都市」の選定とともに「森林総合産業特区」の指定を受けました。その指定を受けた下川町は、林業と林産業分野の規制緩和や財政面などで重点的な支援を得ながら、高い志と強い意欲をもち、森林総合産業の構築をめざして独自の手法による挑戦を続けています。

先人たちから引き継いで半世紀にわたって築いてきた森林資源をより一層効率的に活用することで、まちの基幹産業である林業・林産業の経済的自立を達成することができます。それはまた、我が国の木材自給率の向上と、持続的な森林管理モデルの完成と普及に大きく貢献するものであります。

「森林総合産業特区」の針路には、林業・林産業における一層のコスト削減と高付加価値化、さらには自立した収益確保が不可欠であり、その先に、森林バイオマスの高度な活用なども含めた「森林総合産業」の構築が見えてきます。

森林総合産業の構築に向けたイメージ



平成28年度の主な取り組み

林業システムの革新

■国有林との森林整備推進協定内の事業推進

平成25年7月に締結した森林整備推進協定の団地内において、国有林と町有林が相互に連携し、合理的な路網の整備及び効率的な森林施業を検討していきます。

▽二の橋・溪和・班溪地区	4,821ha（国有林 3,757ha、町有林 1,064ha）
▽珊瑚・一の橋地区	6,780ha（国有林 4,727ha、町有林 2,053ha）
▽上名寄・珊瑚地区	6,950ha（国有林 6,300ha、町有林 650ha）
合計	18,551ha（国有林14,784ha、町有林 3,767ha）

■高密度連絡路網整備（7,110万円）

森林内の路網密度を向上させて、作業効率の良い森林整備に繋がります。

（3路線1.6km開設、1路線0.9km改良） ※詳細は35ページをご覧ください。

■林業・林産業人材確保支援事業（59万円）

地元林業・林産業の人材確保につなげる取組みとして、町内事業体への農業高校森林科学コース生徒等などのインターンシップ受入れや町有林を活用した実習支援を行います。

■特定母樹園整備事業（33万円）

遺伝的に優れたカラマツである「クリーンラーチ」の資源確保に繋げるため、町有林内において公営採種園を整備します。平成28年度は特定非営利活動法人一の橋地域おこし協力隊と連携し、接ぎ木の台木養成に取組みます。

林産システムの革新

■森林バイオマス熱電併給事業化等推進事業（675万円）

森林バイオマス熱電併給の事業化に向けて、熱電併給事業及び原料供給体制の構築等に向けた取組みを推進します。

■山村活性化支援交付金事業（1,246万円）

地域資源を活用して地域の所得や雇用の増大を図るため、木材の利用発掘事業、木灰の地域内循環利用及び原料供給体制構築事業を実施します。

■新木材加工可能性調査事業（158万円）

北海道を中心に今後トドマツの大規模な収穫期を迎える中、トドマツ材の需要拡大と新たな木材加工の事業化に向けて、誘致企業である王子ホールディングス株式会社と連携し、低温乾燥技術を用いたトドマツ無垢材等の新たな木材活用の可能性調査を実施します。

■林業・林産業振興事業（6,510万円）

まちの基幹産業である林業・林産業の更なる発展のため、事業者の自主的な努力を基調に、事業者が行う経営基盤の強化、新商品の開発、担い手育成などに対し、総合的な支援を行います。

※詳細は37ページをご覧ください。



特集 3

住宅不足を解消するため民間による『賃貸住宅』の建設を促進します。

担当：環境未来都市推進課 電話 4-2511 (内線 235) 告知端末 4-251102

現状と課題

○人口と世帯数

本町の人口は、平成 22 年から平成 27 年までの 5 年間で 228 人減り、6% 減少したものの、世帯数は 13 世帯の減で 0.8% の減少に留まり、人口の減少に比べ世帯数は横ばいの状況です。

○住宅数

戸建ての住宅は、平成 23 年度からの 5 か年で 21 棟が新築される一方、97 棟が解体され、戸建て住宅が減少傾向(民間による賃貸住宅の新築実績なし)にあります。

○公営住宅

公営住宅は 335 戸確保しているものの、募集時の応募倍率は 2.3 倍となっており、一定の需要がある状況です。

○町外からの通勤者数

町外から町内の事業所に通勤されている方は 90 名おり、このうち 10 名が町内への移住を希望しています。

目的

上記のような現状と課題を踏まえ、これまで商工会工業部会の意見聴取・町外通勤者アンケート・総合計画審議会・パブリックコメントを実施しました。

その結果、以下の目的により実施します。

民間の活力を活かした賃貸住宅の供給を促進し、定住の促進、地域材の利用拡大、環境負荷の低減及び地域経済の活性化に資することを目的に民間賃貸住宅建設を促進します。

事業内容

2,000万円

○補助対象者

町民又は町内に住所を有する法人

○補助対象事業

- ① 1 棟 4 戸以上の賃貸住宅の新築
- ② 構造材への地域材の利用
- ③ 省エネルギー基準への適合
- ④ 町内業者の施工

○補助基準

補助対象経費の 3 分の 1 以内(上限 2 千万円)

○賃貸料

賃貸料は申請時に協議

○時限措置

平成 28 年度から 3 年間

○その他

複数年度にわたる施工も可能

特集 4

『中小企業振興基本条例』の一部改正 支援内容を拡充します。

担当：環境未来都市推進課 電話 4-2511（内線 235）告知端末 4-251102

中小企業者を支援します。

■何のために（目的）

町内の商工業は、事業主の高齢化や担い手・働き手不足の状況にあります。

就労者が働きやすい環境の整備を支援すると共に、空き店舗活用、集客を促進する店舗改修などを支援し、商店・商店街の魅力向上による活性化を図ります。

■何をするか（内容）

下川町中小企業振興基本条例を一部改正し、支援メニューの新設、見直しを行いました。

【新規支援メニュー】

店舗小規模改修

中小企業者が来客の利便性の向上のために行う店舗内部の改修

上限100万円
2/3以内

【対象事業（例）】

トイレの水洗化、和式トイレの洋式化、店舗内部改修（クロス、電装など）、店舗に付属する外看板など

店舗等解体

中小企業者が店舗、事務所及び付帯する車庫、物置等の解体及び撤去

上限50万円
1/2以内

※車庫、物置等（車庫、作業場など）の単独での解体及び撤去は対象外

従業員就労環境整備

中小企業者が従業員の就労環境を向上させるための施設整備又は備品購入

上限50万円
1/2以内

【対象事業（例）】
従業員トイレ整備、更衣室整備、休憩室整備（冷暖房）など

【拡充支援メニュー】

町外研修等

中小企業者等の経営者及び従業員の先進企業、試験研究機関、大学、中小企業大学校での研修及び研修会

研修等の日数条件を
3日以上→1日以上
に緩和

空き店舗活用

中小企業者等が店舗又は集客施設にするための、空き店舗改修、新築のための解体及び新築

補助率を
1/2以内→2/3以内に拡充
上限額を
上限200万円→
上限400万円に拡充

【その他】

事業承継事業

【事業承継、技術指導、事業承継円滑化支援】
・同一法人内役員交代を除外

【承継支援費】
・企業、団体等を適用除外

特集 5

『快適住まいづくり促進条例』の一部改正 引き続き住環境の整備を支援します。

担当：環境未来都市推進課 電話 4-2511（内線 235）告知端末 4-251102

現状と課題

○現行制度

現行制度は、住宅の新築、改修、解体、中古住宅の取得及び環境負荷の低減に対する支援制度として平成23年度から施行し、平成27度末で時限を迎えました。

住宅の新築及び中古住宅の取得は、利用実績が低調であるも、定住の促進のためには今後とも不可欠です。

環境負荷の低減も、同じく利用実績は低調であるも、環境未来都市として温暖化対策は重要と考えます。

住宅の改修及び解体は、多くの利用実績があり、今後とも一定の需要が見込まれます。

○住宅の状況

戸建て住宅の減少、公営住宅の需要維持、町外からの通勤者の存在などから、住宅の流動化も必要です。

見直しの要点

上記のような現状と課題を踏まえ、これまで商工会工業部会の意見聴取・広報誌にて意見募集・町外通勤者アンケート・総合計画審議会・パブリックコメントを実施した結果、現行制度を継続し、引き続き住環境の整備を支援することともに、住宅の流動化を促し、より一層、定住の促進、地域材の利用拡大及び環境負荷の低減を図る見直しを実施します。

主な改正内容

○住宅の新築

- ・複数年度にわたる施工も可能
- ・町外居住者が住宅を新築した場合の商品券の交付を廃止

○住宅の改修

- ・賃貸住宅の改修に対する定額助成を、改修費用に応じた助成に変更、拡充
- ・改修時の地域材の利用に対する助成を、自宅と賃貸住宅に区分し限度額を拡充

○環境負荷の低減

- ・住宅の気密性、断熱性の確保に対する助成を、新築と改修に区分し一部拡充
- ・太陽光発電システムの設置に対する定額助成を、設置費用に応じて助成
- ・住宅の敷地内緑化に対する助成を新設

○時限措置

- ・平成28年度から4年間

改正後の制度概要

区分	補助対象者	事業内容	補助基準
住宅の新築	町民、住宅取得後に町民になる人	地域材を10m ³ 以上使用	地域材8万円/m ³ (限度額280万円) FSC材2万円/m ³ 加算(限度額70万円)
		車庫、物置等に地域材を1m ³ 以上使用	地域材2万円/m ³ (限度額20万円) FSC材5千円/m ³ 加算(限度額5万円)
中古住宅の取得	町民、住宅取得後に町民になる人、町内の法人	自宅、賃貸住宅にする中古住宅の取得	取得費の5分の1(上限150万円)
住宅等の解体	所有者、所有者から委任を受けた人	住宅、附帯する車庫、物置等の解体	解体費の2分の1(上限50万円)
住宅の改修	町民	自宅の改修費用が100万円以上	同居者全員の所得が300万円未満の場合 40万円 それ以外の場合25万円
		自宅の改修費用が300万円以上	100万円
		自宅の改修費用が500万円以上	150万円
	町民、町内の法人	賃貸住宅の改修費用が100万円以上	1棟当たり25万円
		賃貸住宅の改修費用が300万円以上	1棟当たり50万円
		賃貸住宅の改修費用が500万円以上	1棟当たり75万円
	町民、町内の法人	自宅の改修に地域材を1m ³ 以上使用	購入費の2分の1を加算(上限50万円)
		賃貸住宅の改修に地域材を1m ³ 以上使用	購入費の2分の1を加算(上限25万円)
環境負荷の低減	町民、住宅取得後に町民になる人、町内の法人	新築で相当隙間面積が1.0cm ² /m ² 以下	40万円を加算
		改修で相当隙間面積が2.0cm ² /m ² 以下	20万円を加算
		新築で外皮平均熱貫流率が0.38w/m ² k以下	60万円を加算
		改修で外皮平均熱貫流率が0.46w/m ² k以下	30万円を加算
		新築で外壁に地域材を2m ³ 以上使用	20万円を加算
		30万円以上の木質バイオマス機器の設置	20万円
		1kwh以上の太陽光発電システムの設置	設置価格の6分の1(上限15万円)
		10万円以上の敷地内緑化	5万円

特集 6

『豊かに元気に育つ』ように 子育て支援の充実を図ります。

今年度も子どもが「豊かに元気に育つ」ように、幼児センター保育料の軽減措置、医療費扶助や、学校給食費の補助など、子育て支援の充実を図ります。また、その財源として、木質バイオマスボイラーの導入に伴って削減できた経費分を子育て支援などに活用します。

■子育てを支援します■

- 幼児センター保育料の軽減措置
- 不妊治療に対する経済的・心理的支援（不妊治療支援事業）
- 乳幼児等医療費扶助
- 2歳未満の子育て家庭に商品券を支給（乳児すこやかに育て応援事業）
- 予防接種費用助成（子どもすこやか予防接種事業・定期予防接種事業）
- ブックスタートの充実
- 学校給食費の補助

活用

木質バイオマスボイラー導入

削減効果分を

子育て支援

- 五味温泉
- 幼児センター
- 育苗施設
- 役場周辺地域熱供給施設
- 高齢者複合施設
- 一の橋地区地域熱供給施設
- 小学校・病院地域熱供給施設
- 中学校



平成27年度
削減効果
約1,600万円

**そのうち800万円
を子育て支援に活用**

幼児センター保育料の軽減措置

145万円減額

担当：保健福祉課 電話4-2511（内線126） 告知端末4-251104

平成27年4月から実施された子ども・子育て支援新制度に伴い、国の保育料算出基準が所得税から市町村民税に変更となり、保育料を国の基準の50%減に設定するとともに、更に木質バイオマス削減効果活用基金を活用して更に10%引き下げ、全体で国の基準の60%減額しています。



乳幼児等医療費扶助

1,056万円(うち166万円充当)

担当：保健福祉課 電話4-2511（内線123） 告知端末4-251104

病気の早期治療の促進と、子育て世代の経済的負担を軽減するため、中学生までの子どもを対象に医療費の自己負担額を全額助成します。

乳児すこやかに育て応援事業

126万円(うち120万円充当)

担当：保健福祉課 電話4-2511(内線122) 告知端末4-251104

乳児期の育児に必要な費用の負担軽減を図るため、2歳未満の子どもを育てる家庭に、子ども一人あたり月額3,000円の商品券を支給します。

※助成の期間は出生・転入した月から、転出又は満2歳の誕生日の前月までが対象。(最高24か月)

※支給月は、4か月毎。(4~7月分=8月、8~11月分=12月、12~3月分=4月)

不妊治療支援事業

68万円(うち38万円充当)

担当：保健福祉課(総合福祉センター「ハピネス」) 電話・告知端末4-3356

子どもを産み育てたいという希望を持ち不妊治療を行う夫婦の心身及び経済的負担の軽減を図ります。

■特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)に要する費用について、助成を初めて受けた日から通算5年助成します。

①道の助成(北海道特定不妊治療費助成事業)を上回る費用に対して、1回15万円を限度に自己負担額の2分の1を助成します。

②上記の助成回数を超えた場合は、1回15万円を限度に自己負担額の2分の1を助成します。

■人工授精・一般不妊治療は、保険適用外の治療について、自己負担額の2分の1を通算5年助成します。

子どもすこやか予防接種事業

76万円(うち54万円充当)

担当：保健福祉課(総合福祉センター「ハピネス」) 電話・告知端末4-3356

ロタウィルスによる胃腸炎の発症や重症化を防ぐために、生後6週~24週までの子どもにロタウィルスの予防接種費用の全額を助成します。

おたふくかぜの発症や重症化を防ぐために、就学前の子どもにおたふくかぜの予防接種費用の全額を助成します。

胎児が風しんウイルスに感染した場合に起こる「先天性風しん症候群」を予防するために風しんワクチンの予防接種費用の全額を助成します。

【風しんワクチン予防接種対象者】

妊娠を希望している女性。妊娠している女性の夫及び同居している家族。

定期予防接種事業(うち水ぼうそう予防接種分)

24万円(うち14万円充当)

担当：保健福祉課(総合福祉センター「ハピネス」) 電話・告知端末4-3356

伝染の恐れがある疾病の発症やまん延、重症化を防ぐために、ワクチンを接種して抵抗力(免疫)をつくります。また、予防接種費用の全額を助成します。

学校給食費補助金

273万円(うち250万円充当)

担当：教育課 電話4-2511(内線513) 告知端末4-251111

子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的に、小中学校児童生徒を対象として、学校給食費の一部(20%)を助成します。

■1食あたり

・小学生(給食費1食)262円-(助成額)52円=(個人負担額)210円(年間約10,200円の軽減)

・中学生(給食費1食)306円-(助成額)61円=(個人負担額)245円(年間約12,000円の軽減)

ブックスタートフォローアップ事業

13万円(うち13万円充当)

担当：教育課 電話4-2511(内線516) 告知端末4-251111

親子のふれあいの時間をつくることや、本に興味をもってもらうことを目的とします。

1歳6か月児及び3歳児の健診に際して、絵本をプレゼントするほか、絵本の読み聞かせを行います。



インフルエンザ予防接種事業

267万円

担当：保健福祉課（総合福祉センター「ハピネス」） 電話・告知端末4-3356

■何のために（目的）

インフルエンザの発病、重症化やまん延を防止します。

■何をするか（内容）

医療機関での予防接種料金を助成します。

助成対象者	接種自己負担額
接種当日に ・高校3年生に相当する年齢以下の人	無料
接種当日に ・65歳以上の人 ・60歳以上64歳以下で、心臓・腎臓・もしくは呼吸器の機能又はHIV（ヒト免疫不全ウイルス）により免疫機能に障害がある人（これらの疾患で身体障害者手帳を持っている人）	医療機関の接種料金から1,800円を差し引いた金額 ※65歳以上で生活保護を受給されている人は無料です。

肺炎球菌ワクチン接種事業

24万円

担当：保健福祉課（総合福祉センター「ハピネス」） 電話・告知端末4-3356

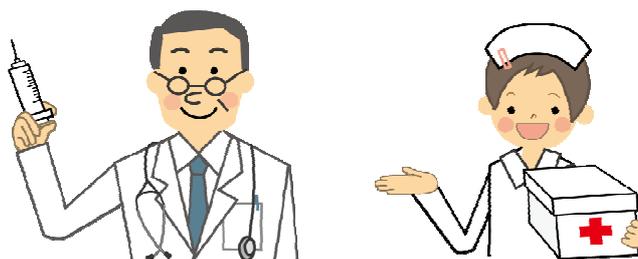
■何のために（目的）

肺炎球菌による肺炎の発病や重症化を防止します。

■何をするか（内容）

医療機関での予防接種料金を助成します（一人1回のみ）。

助成対象者	接種自己負担額
接種当日に、66歳以上で定期予防接種の対象とならない人	医療機関の接種料金から4,000円を差し引いた金額 ※生活保護を受給されている人は無料です。



がん検診事業

806万円

担当：保健福祉課（総合福祉センター「ハピネス」） 電話・告知端末4-3356

■何のために（目的）

がんなどの早期発見、早期治療に結びつけます。

■何をするか（内容）

胃がん・肺がん・大腸がん・CT肺がん・子宮がん・乳がん検診を行います。

■受けやすい検診体制を目指しています。

今年度20歳になる女性は、無料で子宮がん検診が受けられます。

今年度40歳になる女性は、無料で乳がん検診が受けられます。

今年度40歳になる人は、無料で胃がん・肺がん・大腸がん検診が受けられます。

子宮がん・乳がん・大腸がん検診について、今年度、次の年齢の人は検診料金が無料になります。

子宮がん検診	21歳、26歳、31歳、36歳、41歳
乳がん検診	41歳、46歳、51歳、56歳、61歳
大腸がん検診	41歳、46歳・51歳、56歳、61歳

平成28年5月21日（土）・22日（日）、11月5日（土）・6日（日）は、総合福祉センター「ハピネス」で行う胃がん・肺がん・大腸がん検診と併せて、ハピネス健診・国保特定健診・後期高齢者健診・エキノコックス症検診が受けられます。

旭川がん検診センターで、胃がん・肺がん・大腸がん・CT肺がん・子宮がん・乳がん検診を個別に受けることができます。

町立下川病院で、胃がん・肺がん・大腸がん検診を個別に受けることができます。



町立下川病院

病院事業会計 5億5,002万円

担当：町立下川病院 電話4-2039 告知端末4-2039

平成27年8月から外科医師が不在となり、町民の皆様にご不便をおかけしておりましたが、平成28年4月に外科医師が着任しました。在宅医療を含めた診療体制の充実を図るとともに、町内唯一の救急指定と病床を持つ医療機関として、患者へのサービス向上に努め信頼される病院を目指します。

各種検診が定額で受けられます！**■前立腺がん（PSA）検査 [料金2,000円]**

初期は自覚症状が現れにくい前立腺がん。特に50歳以上の男性にお勧めします。採血してPSAの量を調べることで分かります。

■骨粗しょう症検診 [料金1,000円]

骨の中の構造がもろく折れやすい状態になる骨粗しょう症は、女性に多い病気です。予防・治療の前に、まずは骨の状態を知りましょう。専用の機械で片腕に極微量のX線を照射し測定します。

■動脈硬化症検査 [料金1,000円]

心筋梗塞・脳梗塞・脳出血などの誘因となる血管のつまりや硬さなどを調べます。心電図のように横になって測定します。

■肺がん検診 [料金2,800円]

愛煙家の肺がん発生は非喫煙者の4倍以上。喫煙者や、タバコをやめてから10年以内の方にお勧めします。タンをとり、がん細胞の有無を調べます。

■血液型判定 [料金400円]

いざというときのため、ご自分や家族の血液型を知っておきましょう。携帯カードも発行します。

※保険診療のほかに検診として各種検査を受けることができます。検診は、受診者の負担が大きいことから一部の項目を定額としていますので、ご利用ください。

詳しくは、町立下川病院受付窓口へお問い合わせください。

※外科の診療日は、毎週水・木・金の週3回です。

※採血での検査を複数希望される場合も 一度の採血で実施できます。

※夜間診療をご利用ください。

（内科は毎月第2・第4木曜日、外科は毎月第2木曜日で、受付は6時30分までです。）

介護予防・日常生活支援総合事業

1, 100万円

担当：保健福祉課（総合福祉センター「ハピネス」） 電話・告知端末5-1165

■何のために（目的）

要介護状態となることを予防するとともに、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みの支援を行うことで、活動的で生きがいのある生活ができるよう総合的に支援を行います。

■何をするか（内容）

作業療法士を配置し、地域リハビリテーション活動支援事業を拡充します。また、それまで別々だった事業を介護予防・日常生活支援総合事業として、高齢者への支援を多職種連携により包括的に実施します。支援が必要な人に対しては、予防的な関わりにより、適切なサービス利用が行われるような支援や、元気な高齢者に対しては、主体的な地域介護予防活動への参加促進など、高齢者の介護予防の推進を図ります。

- ①要支援認定者および事業対象者に対する介護予防・生活支援サービス
訪問型サービス、通所型サービス、見守り・配食等生活支援サービス、
介護予防ケアマネジメント
- ②すべての高齢者及びその活動支援者に対する一般介護予防事業
対象者把握、普及啓発、介護予防アクションポイント事業等地域介護予防活動支援事業、
地域リハビリテーション活動支援事業

包括的なケア体制を構築し、高齢者の活動的で生きがいのある生活を目指します。

在宅医療介護連携・認知症対策事業

50万円

担当：保健福祉課（総合福祉センター「ハピネス」） 電話・告知端末5-1165

■何のために（目的）

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、在宅で自分らしい生活が継続できるよう、在宅利用や保健・福祉・介護などの関係者が連携して、包括的・継続的に高齢者に支援できる体制を構築します。

■何をするか（内容）

医療機関と福祉・介護関係機関が連携して高齢者を支援するため、課題となる以下の事業を行います。

- ① 地域資源の把握と共有
- ② 連携課題抽出と対応策の検討
- ③ 切れ目のない連絡体制、サービス提供の推進
- ④ 連携窓口の設置・運営
- ⑤ 関係者の研修
- ⑥ 町民への普及啓発
- ⑦ 認知症初期集中支援チームの設置
- ⑧ 認知症地域支援推進員の配置

いつでも相談できる体制や医療や介護、福祉サービスを包括的・継続的に利用できる体制の推進により、要介護2までの高齢者が不安なく在宅生活ができる体制の推進を目指します。



ウィークエンドスクール事業

250万円

担当：教育課 電話4-2511（内線513） 告知端末4-251111

■何のために（目的）

児童生徒の基礎的な学力向上と家庭学習の習慣化を図るため、週末等に学習会を開催します。

■何をするか（内容）

区分	対象	回数	教科
小学生	3～6年生	年間96回程度（週2回程度）	国語、算数、理科、社会、英語
中学生	全学年	年間96回程度（週2回程度）	国語、数学、理科、社会、英語

※これまで小学5年生～中学生を対象としていましたが、今年度より小学3年生～中学生までに拡大しました。

小中学校整備事業

3,417万円

担当：教育課 電話4-2511（内線513） 告知端末4-251111

■何のために（目的）

児童生徒の学習環境の充実を図るため、校舎・設備などを整備します。

■何をするか（内容）

- 小中学校玄関テレビドアホン取付工事
児童生徒等の安全を確保するため、来訪者を確認できるテレビドアホンを各学校の玄関に取付けます。
- 中学校無線LAN環境整備工事
教員用のタブレット端末を導入するとともに、無線LANを整備し、ICTを利用した学校教育の情報化を推進します。
- 小学校トイレ改修工事
児童のトイレ介助がスムーズにできるように、女子トイレの個室を拡張改修します。
- 中学校テニスコート改修工事
水はけの良いコートに改修し、雨天後でも速やかに使用できるようにします。



下川商業高等学校支援事業

1, 455万円

担当：教育課 電話4-2511（内線516） 告知端末4-251111

■何のために（目的）

下川商業高等学校の魅力ある学校づくりと、生徒確保による町内の高等教育の存続を目的とします。

■何をするか（内容）

○下川商業高等学校教育振興協議会交付金（拡充）

魅力ある学校づくりのため、札幌市での販売実習費用、各種資格検定料を助成します。

また、今年度より生徒確保に向け札幌市地下歩行空間における下川商業高等学校のPR活動を行います。

○下川商業高等学校入学準備金及び通学生助成（拡充）

入学に係る費用、通学費(バス料金)を助成します。

※今年度より入学準備金を8万円から12万円に増額します。

○多目的宿泊交流施設利用助成（新規）

下川商業高等学校生徒等の多目的宿泊交流施設利用料を助成します。

○下川商業高等学校体育文化活動助成

魅力ある学校づくりのため、部活動の各種大会への参加費用を助成します。



まちおこしセンター整備事業

4億7,265万円

担当：建設水道課 電話4-2511（内線252） 告知端末4-251106

■何のために（目的）

「元気な地場産業に下支えされたにぎわいと活力のある中心市街地の形成」に向けて、産業・情報・交流の拠点である「まちおこしセンター」を整備します。

まちおこしセンター内には、事務所移転する「北はるか農業協同組合下川支所」のほか、産業団体等が入居する予定となっており、近接の商工会や森林組合を含め、産業団体を集約化することによって、産業間連携による地域経済の活性化や6次産業化の推進、情報発信の拠点等につなげていくものです。

■何をするか（内容）

昨年度からの継続事業として建築を進めている、まちおこしセンター建設工事のほか、周辺の外構整備工事や電気自動車急速充電器の設置等を行います。

○完成イメージ図



平成28年12月オープン予定

安原公園整備事業

4,000万円

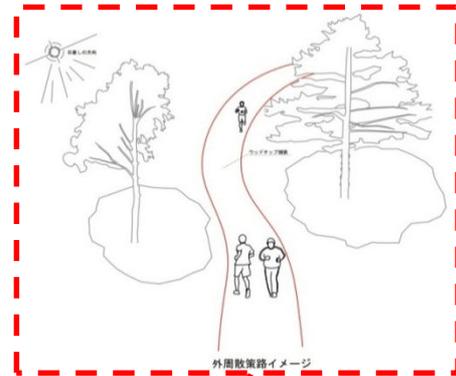
担当：建設水道課 電話4-2511（内線254） 告知端末4-251106

■何のために（目的）

地域住民の憩いの場、子どもの遊び場など、多世代の方々が利用する地域コミュニティの拠点となるよう、利用者の視点に立った計画的な整備を行います。

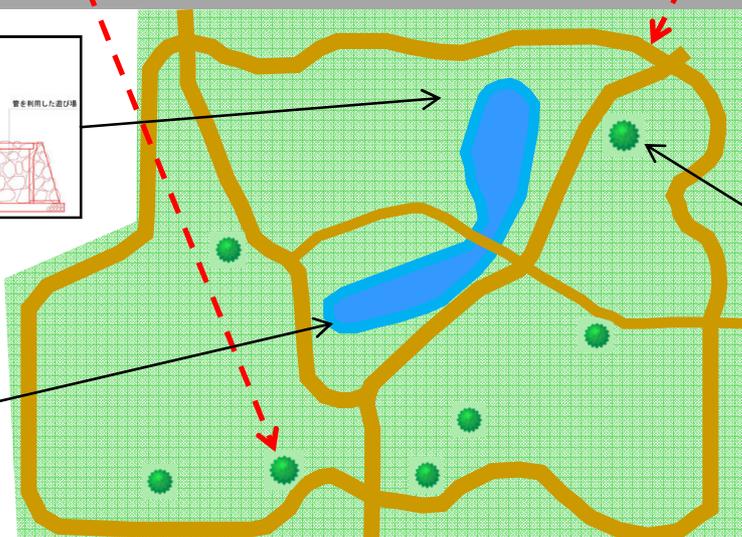
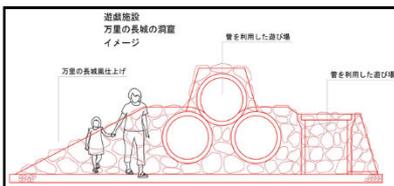
■何をするか（内容）

昨年度、修景池、親水広場、木橋、遊具の整備を行ってきており、今年度は、園路やツリーサークル休憩スペースなどの整備を行います。（下記イメージ図参照）



公民館

役場



ハピネス

LED整備事業

1,816万円

担当：建設水道課 電話4-2511（内線254） 告知端末4-251106

■何のために（目的）

電気料の削減や夏に大量発生する蛾の対策として、防犯灯等をLED化し、省エネ対策を行うとともに住民生活の環境対策のために実施していきます。

■何をするか（内容）

約500灯の公区防犯灯については、平成25年度から5か年計画でLED化を進めてきましたが、近年、蛾の大量発生により、生活環境の悪化が指摘され、公区防犯灯だけでなく、町道街灯及び公共施設の外灯のLED化を早急に行って欲しいという要望から、年次計画でLED化を進めていきます。

公区防犯灯 115灯をLED化（5年計画の4年目）

町道街灯 36灯をLED化（3年計画の2年目）

にぎわいの広場照明灯 9灯をLED化

○公区防犯灯の内訳

上名寄第一	上名寄第二	上名寄第三	中成南	中成北	班溪
4灯	3灯	8灯	9灯	11灯	2灯
北町	元町	幸町	錦町	共栄町	旭町
6灯	8灯	6灯	6灯	5灯	10灯
緑町	末広町	新町	三和	二の橋	一の橋
9灯	7灯	6灯	2灯	3灯	10灯

○町道街灯の内訳

ふるさと通り線	18灯
22線	6灯
中央橋	12灯



- ・公区防犯灯、にぎわいの広場照明灯
担当：税務住民課 電話4-2511（内線112） 告知端末4-251103
- ・町道街灯
担当：建設水道課 電話4-2511（内線252） 告知端末4-251106

町道整備事業

1億3,100万円

担当：建設水道課 電話4-2511（内線252） 告知端末4-251106

- 何のために（目的）
安全で快適な道路交通を確保するため、道路の整備を行います。
- 何をするか（内容）
平成28年度の主な道路整備は次のとおりです。



南5条通り線(工事)
L=256m(車道W=5.5m、歩道W=2.0m(両側))

24線(実施設計)



上名寄15線(工事)
L=380m(車道W=4.0m)



合併処理浄化槽整備事業

300万円

担当：税務住民課 電話4-2511（内線118） 告知端末4-251103

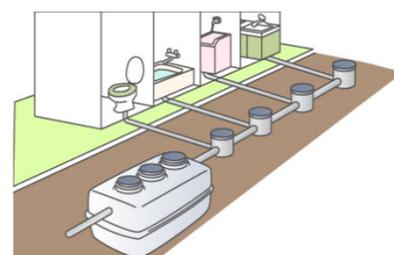
■何のために（目的）

住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに住環境を整備することを目的に支援します。

■何をするか（内容）

合併処理浄化槽を設置する方を対象に補助金を交付します。

補助対象経費	補助金額	備考
合併処理浄化槽設置工事費	経費の2/3	排水設備を含む
水洗化改造工事費 （既設の便所を改造する場合）	1基10万円 2基12万円	便器1基とは、大便器1個と小便器1個、又は大小兼用便器1個をいう



悪質電話被害防止事業

730万円

担当：税務住民課 電話4-2511（内線117） 告知端末4-251103

■何のために（目的）

急増するサギ電話から消費者を守るとともに、消費者能力の向上を目指します。

■何をするか（内容）

自動着信拒否装置を設置して、サギ電話の抑止を図ります。
高齢者等の希望世帯に設置し、サギ電話の抑止を図るとともに、その検証結果による対応策を検討します。

消費生活相談窓口の紹介

近隣市町村と連携し、消費生活に関する相談窓口を開設しています。相談内容は消費生活に係る情報の提供、苦情やその処理のためのあっせん、出前講座などで、2名の消費生活専門相談員が対応していますので、ご活用ください。

消費生活相談窓口 名寄地区広域消費生活センター TEL01654-2-3575

農業担い手対策事業

2,062万円

担当：農務課 電話4-2511（内線146） 告知端末4-251105

■何のために（目的）

農業者の高齢化や後継者不足が進み、農家戸数は減少していき、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。農業は主要な産業の一つであり、農業生産の維持や農地の保全を図っていくためには農業の担い手の確保が必要なことから、将来の農業の担い手や継承者（後継者等）に対する支援を行うものです。

■何をするか（内容）

新規就農者や農業継承者（後継者）の確保のための支援、農業継承予定従事者（後継従事者）が行う新規取り組みの支援などを行います。

主な事業及び内容は次のとおりです。

○新規就農者及び予定者支援事業

- ・新規就農者へは・・・農地等の賃貸料の補助など
- ・就農予定者へは・・・月額20万円の研修貸付金、研修旅費及び実習費の補助など

○農業担い手育成奨学貸付金

- ・月の貸付額は次のとおりです。
 - 高校在学・・・1万円
 - 大学在学・・・4万円
 - 農業大学校在学・・・1.5万円

○新中核的農業担い手支援制度

- ・指導農業士等への活動補助及び新たなチャレンジへの支援
- ・40歳以下の農業者及び継承予定従事者（後継従事者）などが行う新たなチャレンジ及び情報交換のために行う研修支援など

○新規就農者確保対策

- ・新規就農予定者の確保のため就農相談会への参加や情報提供など



林道整備事業

7, 110万円

担当：森林総合産業推進課 電話4-2511（内線244） 告知端末4-251112

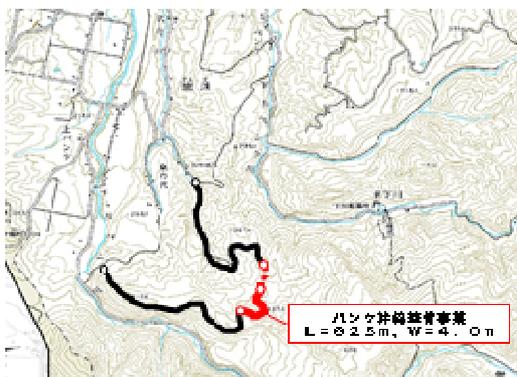
■何のために（目的）

循環型森林経営を推進するために路網整備は不可欠です。民有林の施業の効率化、低コスト化、さらに災害などに即座に対応するために林道等の整備を行います。

■何をするか（内容）

以下の林道の新設を行います。

①パンケ幹線整備事業



班溪地区の民有林(森林面積251ha)の除間伐、造林・保育等、総合的な森林整備・森林管理を推進するため、総延長6,470mの林道を平成21～29年度にかけて整備します。今年度は延長625mを開設予定で、工期は5月～10月までを予定しています。

②矢文西線整備事業



上名寄川向地区の民有林(森林面積226ha)の除間伐、造林・保育等、総合的な森林整備・森林管理を推進するため、総延長3,260mの林道を平成25～31年度にかけて整備します。今年度は延長300mを開設予定で、工期は5月～9月までを予定しています。

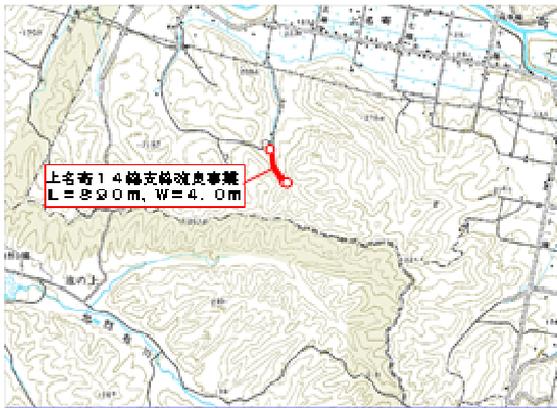
③ふれあいの森北線整備事業



二の橋・溪和地区の民有林(森林面積79ha)の主伐・間伐等の森林整備・森林管理を推進するため、総延長2,480mの林道を平成26～29年度にかけて整備します。今年度は延長680mを開設予定で、工期は5月～9月までを予定しています。

林道整備事業（前ページ続き）

④上名寄14線支線改良事業



林道上名寄14線支線は開設後30年以上が経過しており、老朽化が著しいため、総延長890mの改良工事を行います。工期は8月～10月までを予定しています。

私有林整備支援事業

992万円

担当：森林総合産業推進課 電話4-2511（内線244） 告知端末4-251112

■何のために（目的）

私有林における適切な森林整備を推進し、木材の安定供給や二酸化炭素の吸収機能など、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、森林所有者に対して支援を行います。

■何をするか（内容）

森林所有者に対して、次の費用の一部を助成します。（下線は、平成28年度からの新規事業）

区 分	助 成 内 容
①植林（国・道の補助金を除く）	事業費の26%以内
FSC森林認証林の場合	さらに上記補助残額の1/2以内
②除間伐（広葉樹林改良を含む）	国・道の補助残額の4/10以内
FSC森林認証林の場合	さらに上記補助残額の1/2以内
③下刈、枝打ち等	国・道の補助残額の4/10以内
④自力による枝打ち	1ヘクタール当たり3万円
⑤根踏及び作業路整備	事業費の1/3以内
⑥林地の取得 （取得費用を借入する場合）	貸付利率に相当する額 （利率が2%を超える時は、2%に相当する額）

町有林整備事業

1億4,845万円

担当：森林総合産業推進課 電話4-2511（内線244） 告知端末4-251112

■何のために（目的）

町民の基本財産である町有林については、まちの基幹産業である林業・林産業の活性化と雇用の創出、地球温暖化の防止（二酸化炭素の吸収）、水源涵養など森林の持つ多面的な機能を十分に発揮させるため、循環型森林経営により持続可能な森林づくりを進めます。



■何をするか（内容）

●主な町有林の事業

- ・ 樹木の植栽 50ha ・ 下刈 280ha
- ・ 除間伐 155ha ・ 主伐 67ha

林業・林産業振興事業

6,510万円

担当：森林総合産業推進課 電話4-2511（内線244） 告知端末4-251112

■何のために（目的）

まちの基幹産業である林業・林産業の更なる発展のため、事業者の自主的な努力を基本に、事業者が行う経営基盤の強化、新商品の開発、担い手育成などに対し、総合的な支援を行います。

■何をするか（内容）

林業・林産業事業者に対して、次の費用の一部を助成します。（下線は、平成28年度からの見直し事業）

区 分	助 成 内 容
①事業者が行う経営基盤強化や経営革新、新商品のための調査、研究、開発事業	当該事業費の3分の2以内 限度額150万円
②事業者が新たな販路開拓を行うため、町外で行う商談会、展示会等のイベントの開催又は出展	当該事業費の3分の2以内 限度額150万円
③事業者が取得する認定、認証事業	当該事業費の3分の2以内
④事業者が国及び道の補助を受けて実施する事業	当該事業費の国及び道費補助残額の3分の1以内
⑤事業者が林業振興と経営安定を図るために行う施設、機械、設備の整備事業	当該事業費の2分の1以内 ①正規雇用労働者30人以上の事業者 一事業者通算限度額5,000万円 ②正規雇用労働者10人以上30人未満の事業者 一事業者通算限度額4,000万円 ③正規雇用労働者10人未満の事業者 一事業者通算限度額3,000万円 平成28年度から平成31年度までの時限措置
⑥事業者の従業員が国、道及び試験研究機関等が行う研修等	当該経費の3分の2以内 限度額10万円

サンルダム周辺整備事業

1,350万円

担当：環境未来都市推進課 電話4-2511（内線235） 告知端末4-251102

■何のために（目的）

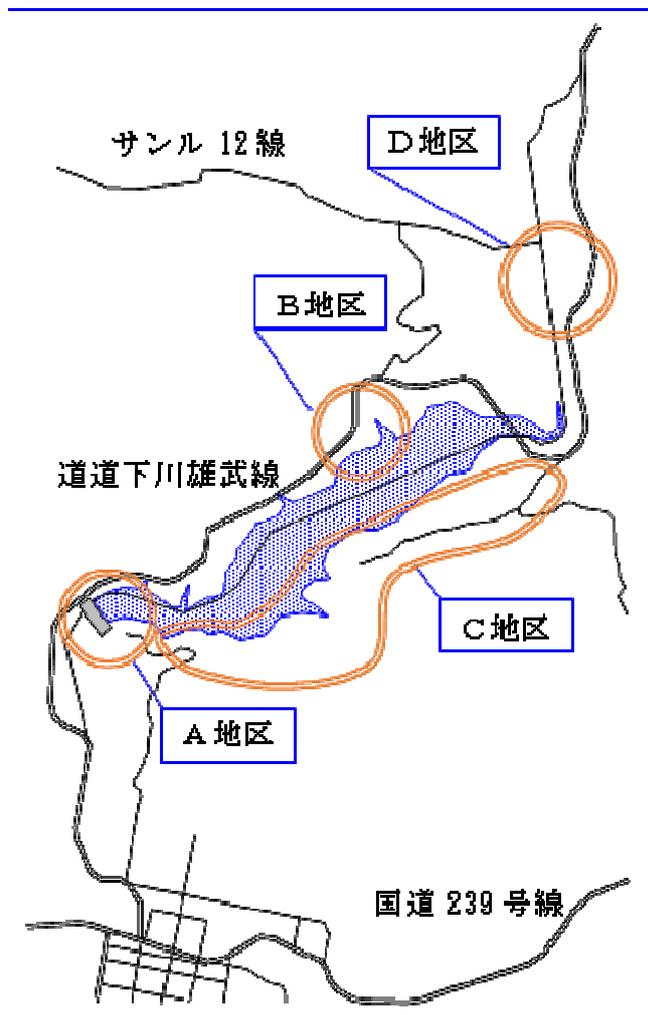
現在、国が整備を進めているサンルダムは、平成29年度に完成する予定です。サンルダムの整備により、新たに創出される湖やその周辺は、21世紀の森やサンル牧場に隣接する貴重な空間となることから、緑と水の調和した景観や豊かな自然環境を活かし、観光や産業の振興が図られるよう周辺環境を整備します。

■何をするか（内容）

周辺整備は、次の図のとおり4つの重点ゾーンに分けて整備する予定です。A地区は堤体や管理棟が整備される地区で、B地区はサンル牧場と湖の間に位置し魚道が整備される地区、C地区は21世紀の森に面する地区、D地区はサンル12線付近に位置しサンル川と魚道の分岐点で流木除去施設が整備される地区です。

平成28年度は、A地区のうち象の鼻展望台周辺の整備を実施する予定です。

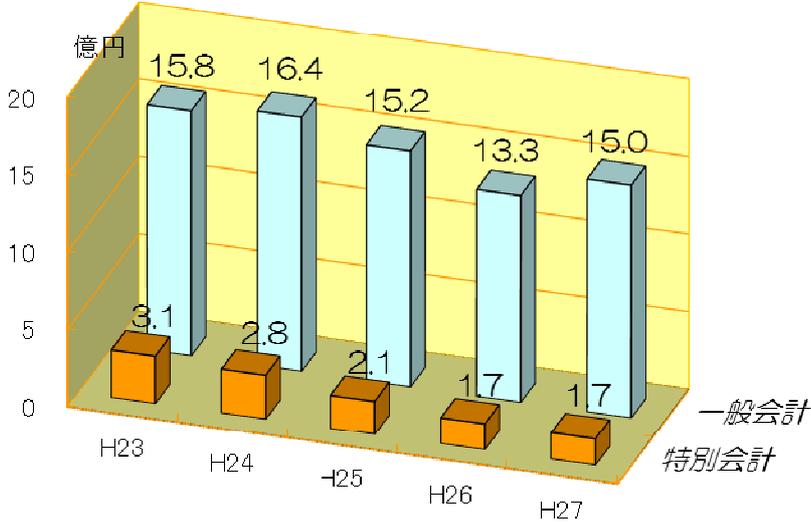
重点整備ゾーン



まちの貯金と借金

※平成27年度決算見込み

■貯金（基金）残高の推移

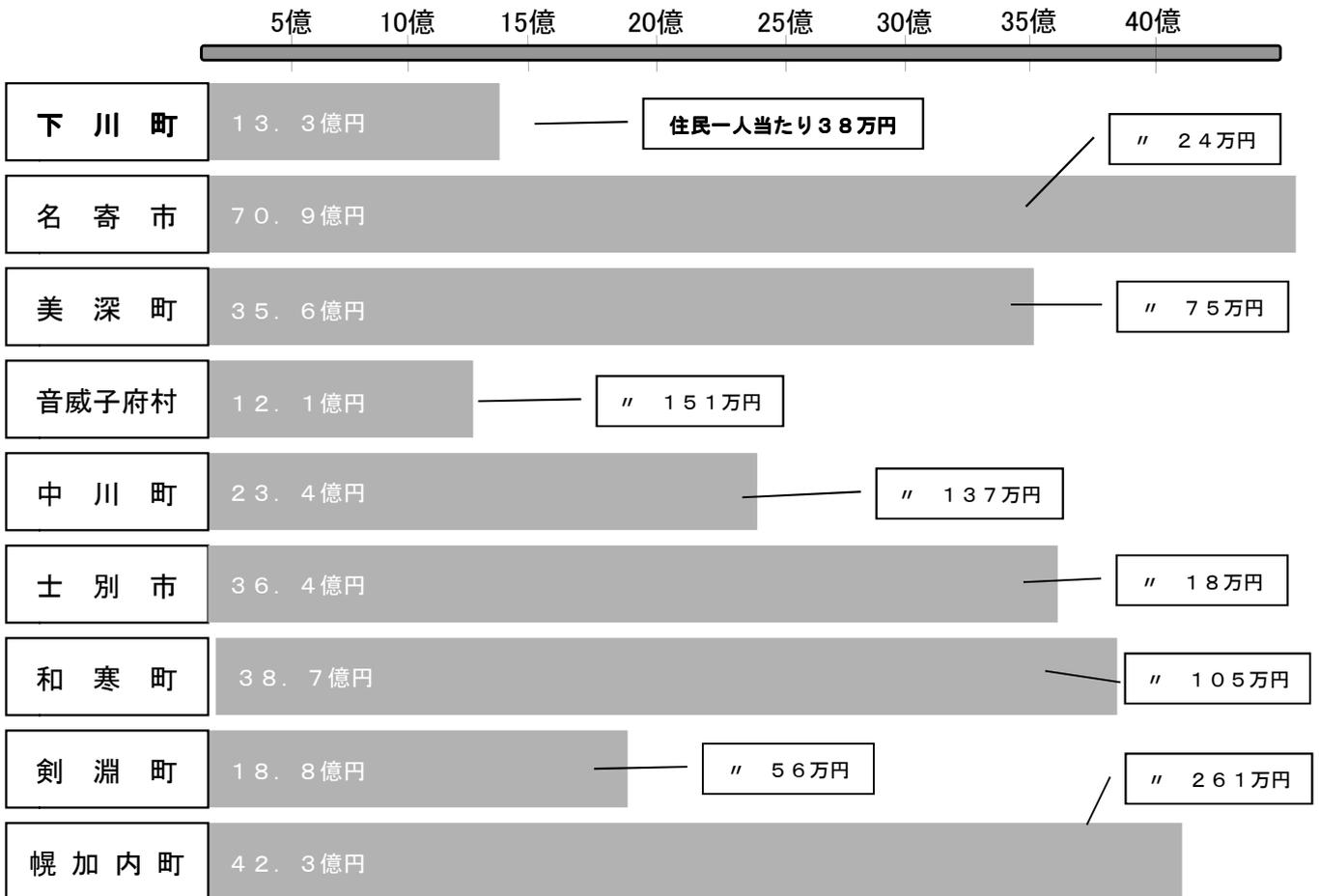


○町の貯金（基金）
16億7,253万円

（ 一般会計 15億 80万円
特別会計 1億7,173万円 ）

※対前年度比1億7,013万円増

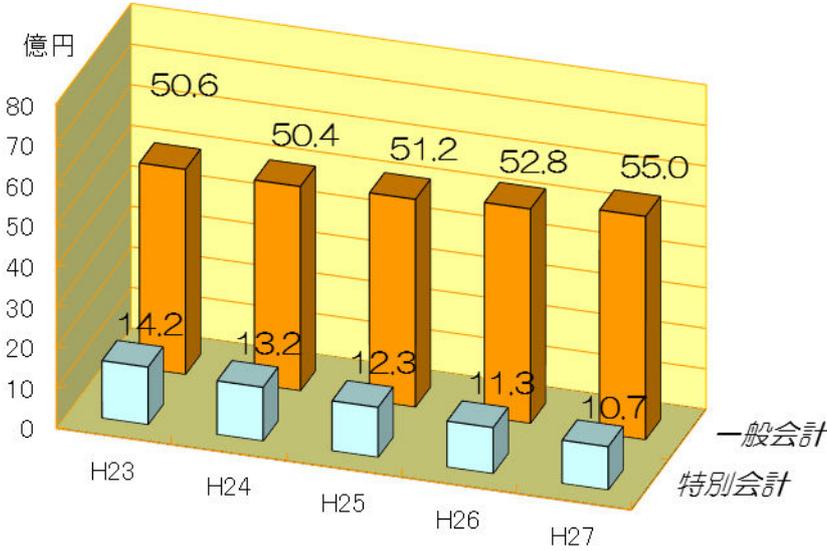
■貯金（基金）残高（一般会計分）の近隣市町村間比較



※近隣市町村間比較は、平成26年度決算状況（決算カード）における積立金現在高（一般会計）です。
※住民一人当たりの残高は、基金残高を平成27年1月1日の住民基本台帳人口で除したものです。

※平成27年度決算見込み

■借金（町債）残高の推移



●町の借金（町債）

65億6,890万円

（ 一般会計55億 291万円
特別会計10億6,599万円 ）

※対前年度比1億5,126万円増

※地方交付税で補填される額

51億1,241万円

※町債償還特定財源（住宅使用料など）

6億8,862万円

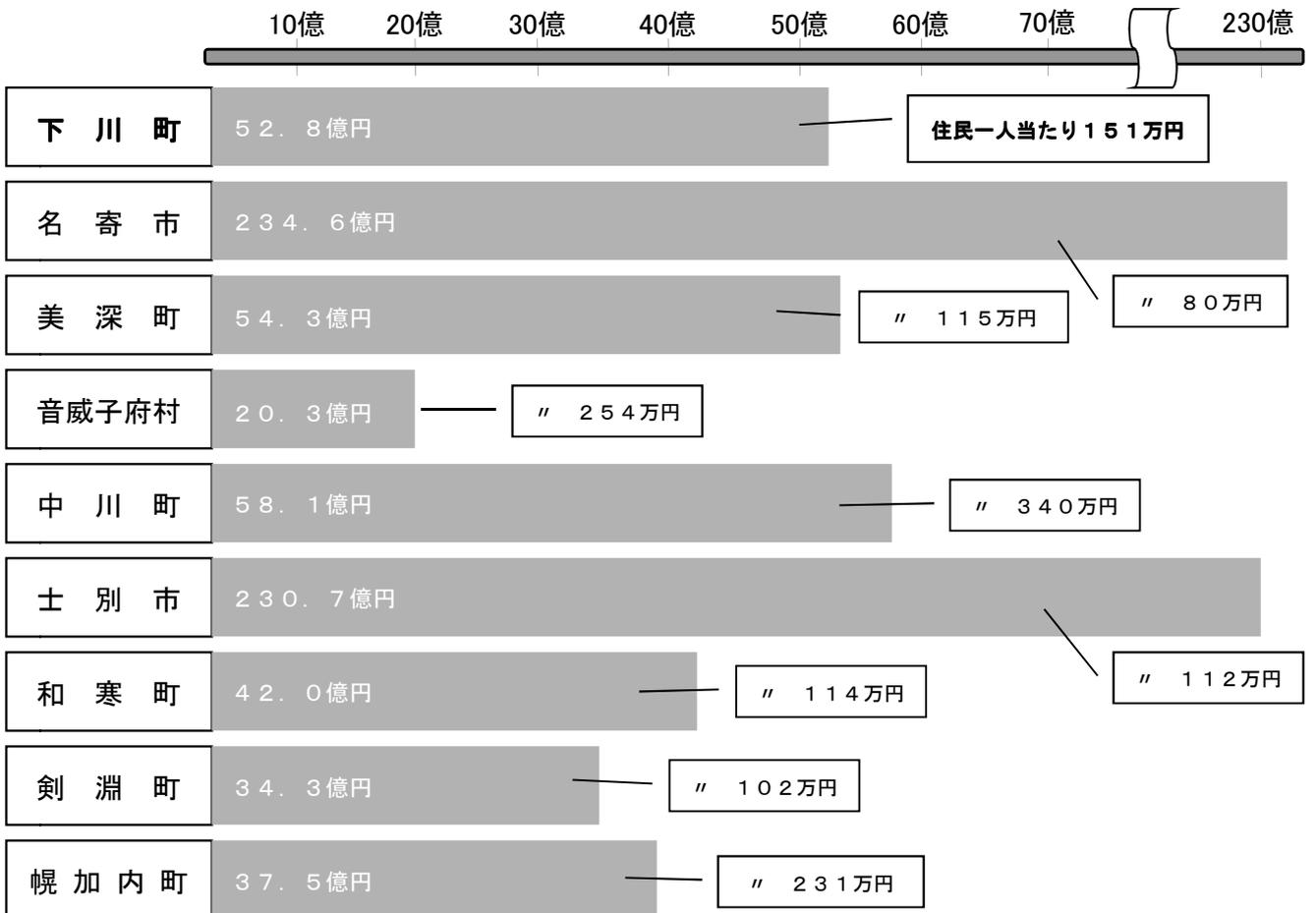
※実質的な町の負担額（見込み）

7億6,787万円

（住民一人当たりの

実質的な負担額 22万円）

■借金（町債）残高（一般会計分）の近隣市町村間比較（平成26年度決算ベース）



※近隣市町村間比較は、平成26年度決算状況（決算カード）における地方債現在高（一般会計）です。
※住民一人当たりの残高は、町債残高を平成27年1月1日の住民基本台帳人口で除したものです。

下川町機構及び職員配置等一覧

(平成28年4月1日現在)

町長 谷 一 之
副町長 武 田 浩 喜
教育長 松野尾 道 雄

〒098-1206
北海道下川郡下川町幸町63番地
TEL 01655-4-2511 FAX 01655-4-2517
URL <http://www.town.shimokawa.hokkaido.jp>
e-mail s-main@town.shimokawa.hokkaido.jp

課	課長職	室・グループ名	上席主幹・主幹職 (グループ長)	主査職 (◎はグループ長)	各担当職	
総務課	蓑谷省吾	総務・広報広聴	古屋宏彦	樋口知志 (兼)工藤明広	野崎匡延 河合慎吾 木村由希	
		財産管理	仁木茂則	工藤明広 (兼)亀田慎司		
		企画財政	木原利幸	大原尚美 亀田慎司 宍戸悠		
		(内閣府地方創生推進事務局派遣研修)				
		平田豊和				
		(北海道後期高齢者医療広域連合派遣研修)				
		亀山貴之				
		(京丹波町派遣研修)				
環境未来都市推進本部	(副町長)				伊林賢二	
環境未来都市推進課	三条幹男	地域振興室	室長 神尾一幸	◎高原義輝	(兼)佐藤大樹 (兼)浪岡凌	
		地域振興	地域振興、雇用の促進・労働対策等に関する事			
		商工振興	(兼)神尾一幸	(兼)高原義輝	(兼)佐藤大樹 (兼)浪岡凌	
		商工振興	商工業の振興・中小企業対策、産業クラスター、産業活性化、地域間交流施設に関する事			
		観光振興	(兼)神尾一幸	(兼)高原義輝	(兼)佐藤大樹 (兼)浪岡凌	
		観光振興	観光振興、サンルダム推進、ふるさと会交流、ふるさと納税促進、森林文化創造、五味温泉等施設に関する事			
		地方創生戦略室	室長 蓑島豪			和田健太郎
		地方創生戦略室	地方創生、総合戦略に関する事			
環境未来都市推進	(兼)神尾一幸 (兼)平野優憲 (兼)蓑島豪	(兼)高原義輝		佐藤大樹 浪岡凌		
環境未来都市推進	環境未来都市の推進、環境モデル都市の推進、行政視察対応、特命事項の調査研究に関する事					
特用林産物栽培研究所	所長 平野優憲			木村竜太郎 (兼)佐藤大樹 (兼)浪岡凌		
特用林産物栽培研究所	特用林産物栽培・加工研究等、集落創生事業、誘致企業との連携に関する事					

課	課長職	室・グループ名	上席主幹・主幹職 (グループ長)	主査職 (◎はグループ長)	各担当職			
税務課 住民課	長岡哲郎	税務・収納	平野好宏	立花勝博	神野みゆき	葛西和樹		
		住民生活	町道民税・国民健康保険税・介護保険料の賦課徴収、固定資産の評価・所得調査決定、滞納処分・未収金の収納、納税思想の啓蒙・奨励、地籍の管理に関する事	古内伸一	大野尚美 山中岳男		平木達也	(準主事) 久保田智裕
福祉課 保健課	栗原一清 (兼総合福祉センター所長) (兼幼児センター所長)	福祉・子育て支援	小松光枝	齋藤英夫 八林公平		今元晴海 森いつき	(準事務補) 松久愛実	
		幼児センター	社会福祉・高齢者福祉・障害者福祉・母(父)子福祉・児童福祉、民生保護・人権擁護・司法保護・旅行死亡人、社会福祉法人・日本赤十字社等各種福祉団体、国民健康保険事業・後期高齢者医療制度、重度障害者・ひとり親家庭等・乳幼児医療費の助成、高齢者・障害者等の入湯料・交通費の助成、幼児センターの運営・子育て支援・児童クラブ等に関する事	古屋いづみ	鈴木芳子 塚辺哲也 河端織衣	島山玲奈 五十嵐みのり 武石圭太 (兼)又村裕美	丹野佑希恵	
		保健・介護	幼児センターの管理運営に関する事	養谷久美子	古内美穂子	又村裕美 養島美奈子 野崎愛美	橋場蓮	(準事務補) 角道愛絵
		地域包括支援センター	保健推進・保健予防・健康増進・精神保健・母子保健・食品衛生、地域医療、介護保険事業・介護保険(事業勘定)特別会計に関する事	杉之下真由美 (兼)センター長		平田美和	千葉望	
		介護予防支援事業所	地域包括支援センターの運営に関する事	(兼)杉之下真由美 (兼)管理者		(兼)平田美和	(兼)千葉望	
		居宅支援事業所	介護予防支援事業所の管理運営に関する事		(兼)管理者 古内美穂子	(兼)養島美奈子		
		居宅支援事業所	居宅支援事業所の管理運営に関する事					
農務課	市田尚之 課長職 滝ヶ平重三 (兼)農業振興戦略室長	農業振興	高屋鋪勝英 (兼)農村活性化センター長	渡邊達也		倉澤晋平 木村達哉		
		農地・畜産振興	農業行政の企画調整、農産物の生産振興、農業担い手の育成・確保・指導、経営所得安定対策、農業金融制度・利子補給、農業関係団体、農村活性化センター、育苗施設に関する事	鴨田隆		滝口隆弥		
		農産物加工研究所	畜産振興・家畜防疫、家畜衛生、家畜環境、農業用施設・土地改良施設、国・道・団体営の土地改良事業、サンル牧場、土壌改良施設に関する事	梅坪亮二 (兼)農産物加工研究所長				
水道課 建設課	杉之下正樹	建設・水道	農産物加工研究所、農産物の加工研究開発に関する事	小林大生	長谷川美栄子 清水元記	豊島琢磨 三宅章吾	坂部雄太 阿部清太	
		建設・水道	道路・橋梁・河川・公園等の整備及び維持管理、除排雪事業・流雪溝の管理、公営・町営住宅の整備及び維持管理、工事・委託業務の入札及び契約、土木・建築・都市計画、公共下水道事業の計画・設計・施工、下水道事業特別会計・受益者負担金・協力金・使用料、終末処理場・個別排水処理施設の維持管理、排水設備の審査、簡易水道事業会計・水道使用料、簡易水道施設・飲雑用水施設の整備・維持管理、給水装置工事の設計・施工に関する事					

課	課長職	室・グループ名	上席主幹・主幹職 (グループ長)	主査職 (◎はグループ長)	各担当職		
森林総合産業推進課	宮丸英之	森林総合産業推進	高橋 祐二	今 裕一 斎藤 丈寛 (兼)山本 敏夫		伊東 拓馬	松本 竜義
		バイオマス産業戦略室	(兼)室長 高橋 祐二	◎山本 敏夫 (兼)今 裕一 (兼)斎藤 丈寛		(兼)伊東 拓馬	(研究員) 佐藤 健実
		町有林の経営管理、森林整備計画・施業計画等、私有林の振興、林業・林産業団体の育成及び振興、林業構造改善事業等、林業土木の設計管理及び技術指導・林道網の整備、FSC認証林の拡大・林産加工、林野火災予消防対策、野生鳥獣の保護及び捕獲に関すること					
		森林総合産業特区の推進、バイオマスの利活用、再生可能エネルギー、木質原料製造施設の運営に関すること					
出納室	会計管理者 中岡 健一			白石 一恵	(兼)神野みゆき		
		公金の受払いに関すること					
あけぼの園	桜木 誠 診療管理者 (兼)片野 俊英		前川 啓子 (兼)石橋 正恵 (兼)平間 明	春日 統子 亀山 恵津子 遠藤 智康 橋本 敦志 宮本 玲 大川 和則 (兼)高橋 博文	橋本 修一	平 間 仁子 洪 谷 裕子 佐 藤 道子 伊 藤 巧子 加 藤 準	市 村 理恵 林 功睦 高 橋 陽幸 江 口 見幸
		あけぼの園の管理運営に関すること					
デイサービスセンター	(兼)桜木 誠		石橋 正恵 平 間 明 (兼)前川 啓子	高橋 博文 (兼)春日 統子 (兼)亀山 恵津子 (兼)遠藤 智康 (兼)橋本 敦志 (兼)宮本 玲 (兼)大川 和則	(兼)橋本 修一	(兼)平間 仁子 (兼)洪谷 裕子 (兼)佐藤 道子 (兼)伊藤 巧子 (兼)加藤 準	(兼)市村 理恵 (兼)林 功睦 (兼)高橋 陽幸 (兼)江口 見幸
		デイサービスセンターの管理運営に関すること					
生活支援ハウス	(兼)桜木 誠		(兼)前川 啓子 (兼)石橋 正恵 (兼)平間 明	(兼)春日 統子 (兼)高橋 博文 (兼)遠藤 智康	(兼)橋本 修一		
		生活支援ハウスの管理運営に関すること					
山びこ園	白石 仁		藤根 喜幸 中 澤 利紀 日 下 伸二	森 笠 明子 藤 弘 織 高 島 純	幅 理 恵 浅 水 直樹 佐 藤 一教 久 間 慎輝 竹 岡 浩二 西 本 知貴 高 橋 貴稔 森 三 浦 美江	太郎 実美 友美 咲樹 杏里 友美 藤成 西木 佐神 大高 柳 章 子	(再任用) 今 田 正 己
		山びこ学園の管理運営に関すること					
ういる	(兼)白石 仁		(兼)日下 伸二		(兼)浅水 直樹 (兼)佐藤 一教 (兼)岡田 浩二		
		ういるの管理運営に関すること					
指定特定相談支援事業所	(兼)白石 仁				(兼)浅水 直樹		
		指定特定相談支援事業所の管理運営に関すること					

課	課長職	室・グループ名	上席主幹・主幹職 (グループ長)	主査職 (◎はグループ長)	各担当職			
町立 下川病院	院長 片野俊英	内科外来		草地三和	中井留美	塩田美香		
		外科外来				川田美奈		
	副院長 丸山直紀	病棟	鈴木有子	松田美保 横山林直子	藤村秋美 東條春祐	奈川美美 山七	須島千有 田洋	明紀美南
		放射線科	江口正裕					
	医長(嘱託) 戸田一壽	衛生検査科		早田史朗 猪荊冬樹				
		薬局					池田邦寿	
	看護師長 市村紀子	庶務・医事	伊東和博		森紀美子	高橋瑞保		
町立下川病院の管理運営に関すること								

議事 事務局	下村弘之			早坂勇一			
議会に関すること							

監事 事務局	(併)下村弘之			(併)早坂勇一			
監査に関すること							

選事 事務局	(併)藁谷省吾		(併)仁木茂則 (併)古屋宏彦	(併)工藤明広 (併)樋口知志	(併)野崎匡延	(併)木村由希	
選挙に関すること							

農業 委員会 事務局	(併)市田尚之			丹野重男	(併)木村達哉		
農地の幹旋(売買・賃貸)、農地の転用許可、農業者年金、農村花嫁対策、農業振興などに関する こと							

教育 委員会 (教育課)	堀北忠克	総務	羽場剛健			大西崇王		
		教育委員会会議、学校の設置・廃止、教育財産の管理、学校の組織・編成、通学区域、スクールバス、学校給食に関すること						
		小学校			小坂喜永			
		小学校の維持管理、周辺整備に関すること						
		中学校			藁島盛行			
		中学校の維持管理、周辺整備に関すること						
生涯学習	今井真司	伊藤克彦 又村寛樹			竹本和也	大川航季		
公民館活動、社会教育団体の育成、図書室、講座・研修会、文化財の保護、遺跡、郷土芸能の保存・伝承、体育団体の育成、スポーツ大会の推進、社会教育・文化・体育施設の管理運営に関する こと								

署長・副署長		係名	主幹職	係長職	係職			
消防署	署長 堀北修司 副署長 多田淳浩	庶務係	土本繁美	(兼)土本繁美	駒津祐二	西村健太		
		消防署・消防団に関する事務、公文書の収受・発送、表彰、叙勲などに関すること						
		予防係	(兼)多田淳浩	濱田知道		南部慎介 (兼)草浦辰徳		
		火災の予防、建築同意、消防広報、防災管理者、少年消防クラブなどに関すること						
		警防係	伊東英晴	林清孝		草浦辰徳 (兼)西村健太		
		火災の警戒、安全管理、教養訓練、消防施設整備計画などに関すること						
		救急係	(兼)多田淳浩	森雄馬	塩田晃久	(兼)大滝達也		
		救急業務、救急救助、広報、実施計画・運用などに関すること						
機械係	(兼)伊東英晴	大野政弘		大滝達也				
消防機械器具の保守整備、消防車の運行管理、改善研究などに関すること								

地域担当職員配置名簿

平成28年度の各公区地域担当職員が次のとおり決まりました。地域の課題解決などに向けてお手伝いさせていただきます。

平成28年4月1日現在

区 分		地 域 担 当 職 員					
公区名	管轄課長	主 任	副主任	担当員	担当員	担当員	備考
上名寄第1	長岡 哲郎	高屋鋪 勝英	山本 敏夫	長谷川美栄子			16戸
上名寄第2	中岡 健一	古屋 宏彦	丹野 重男	古内 美穂子	倉澤 晋平		24戸
上名寄第3	市田 尚之	鴨田 隆	古屋 いづみ	又村 寛樹	渡邊 達也	滝口 隆弥	68戸
中成南	下村 弘之	今井 真司	今 裕一	工藤 明広	白石 一恵	佐藤 大樹	168戸
中成北	田村 泰司	蓑谷 久美子	羽場 剛健	大野 尚美	穴戸 悠二	河合 真吾	141戸
班 溪	下村 弘之	杉之下真由美	伊東 和博	葛西 和樹	高島 純		46戸
北 町	堀北 忠克	小松 光枝	平間 明	野崎 匡延	遠藤 智康		30戸
元 町	杉之下 正樹	平野 好宏	清水 元記	亀田 慎司	山中 岳男	木村 由希	130戸
幸 町	桜木 誠	梅坪 亮二	齋藤 英夫	春日 統子	豊島 琢磨		92戸
錦 町	蓑谷 省吾	藤根 喜幸	立花 勝博	森 紀美子	大西 崇王	阿部 清太	164戸
共栄町	栗原 一清	小林 大生	蓑島 豪	和田 健太郎	三宅 章吾	野崎 愛美	102戸
旭 町	中岡 健一	高橋 祐二	樋口 知志	斎藤 丈寛	蓑島 美奈子	坂部 雄太	200戸
緑 町	蓑谷 省吾	古内 伸一	石橋 正恵	平田 美和	千葉 望		95戸
末広町	杉之下 正樹	神尾 一幸	高原 義輝	伊東 拓馬	又村 裕美	平木 達也	238戸
新 町	三条 幹男	前川 啓子	木原 利幸	木村 達哉	大川 航季		41戸
三 和	宮丸 英之	日下 伸二	早坂 勇一	大原 尚美	松本 竜義		30戸
二の橋	市田 尚之	仁木 茂則	高橋 博文	神野 みゆき	浪岡 凌		26戸
一の橋	白石 仁	平野 優憲	中澤 利紀	八林 公平	木村 竜太郎		57戸

任期 平成28年4月1日～平成30年3月31日